

改定履歴

ウィブル証券株式会社

【過去の改定日】

■改定日：2026年7月27日 ■改定日：2026年7月13日 ■改定日：2026年5月1日 ■改定日：2026年4月6日 ■改定日：2026年1月5日 ■改定日：2025年12月13日 ■改定日：2025年10月18日 ■改定日：2025年8月22日 ■改定日：2025年3月3日 ■改定日：2024年12月14日 ■改定日：2024年11月29日 ■改定日：2024年11月27日 ■改定日：2024年8月7日 ■改定日：2024年8月2日 ■改定日：2024年7月4日 ■改定日：2024年6月19日 ■改定日：2024年5月22日 ■改定日：2024年5月10日 ■改定日：2024年4月20日 ■改定日：2024年4月13日 ■改定日：2024年4月8日 ■改定日：2024年3月31日 ■改定日：2024年2月21日 ■改定日：2024年2月6日 ■改定日：2024年1月29日 ■改定日：2024年1月2日 ■改定日：2023年12月21日 ■改定日：2023年10月16日 ■改定日：2023年9月23日 ■改定日：2023年7月27日

■改定日：2026年7月27日

【改定の趣旨】

- 米国株式の現物取引・信用取引に係る手数料無料化に伴う改定。
- 外国株式積立投資サービスの開始に伴う改定。

【改定内容】

書面名：外国株式積立投資約款	
改定前	改定後
(新 設)	(約款の趣旨) <u>第1条 この約款は、お客様がウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する外国株式、外国上場投資信託（外国ETF）その他当社が指定する金融商品に係る積立投資サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</u> (定義) <u>第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</u> <u>(1) 「対象銘柄」とは、当社が本サービスの対象として指定する外国株式又は外国ETFをいいます。</u> <u>(2) 「設定銘柄」とは、対象銘柄の中から、</u>

	<u>お客様が第5条により積立設定を行うことで本サービスにより買付を行うことを設定したものをいいます。</u> (3) 「端株」とは、1株未満の数量の対象銘柄をいいます。 (4) 「定額積立」とは、お客様が指定した一定金額により定期的な買付けを行う方法をいいます。 (5) 「ダイナミック積立」とは、当社がベンチマークとして定める比較指標及び移動平均期間に基づき、積立金額を変動させて定期的な買付けを行う方法をいいます。 <u>(取引の申込み)</u> 第3条 お客様は、本サービスの内容を十分理解のうえ、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとします。 2 前項の申込みは、当社の定める電子的方法によって行うものとします。 3 本サービスを利用するためには、当社の証券総合口座及び外国証券取引口座を開設している必要があります。 4 当社は、本サービスに係る契約締結前交付書面、取引報告書、取引残高報告書その他法令により交付すべき書面を電子交付の方法により交付することができるものとします。 <u>(対象銘柄の指定)</u> 第4条 本サービスにおいてお客様が買付を行うことのできる対象銘柄は、当社が指定する外国株式及び外国ETFとします。 2 当社は対象銘柄を追加、変更又は除外することができます。 <u>(積立設定)</u> 第5条 お客様は当社所定の方法により以下の事項を指定（以下「積立設定」といいます。）して、定期的な買付けの内容を指示するものとします。 (1) 設定銘柄
--	--

	(2) <u>積立方式（定額積立又はダイナミック積立の別）</u> (3) <u>買付けの金額</u> (4) <u>買付けの頻度</u> (5) <u>決済通貨</u> (6) <u>その他当社が定める事項</u> <u>（最低積立金額）</u> 第6条 当社は、本サービスの種類ごとに定期的な買付けに必要な最低金額（以下「最低積立金額」といいます。）を定めることができます。 2 お客様は、当社が別途定める最低積立金額以上の金額を設定しなければなりません。 3 当社は、最低積立金額を変更する場合、当社所定の方法により周知するものとします。 <u>（積立頻度）</u> 第7条 買付けの頻度は次の各号のいずれかとします。但し、ダイナミック積立の買付け頻度は次の第2号から第4号までのいずれかとします。 (1) <u>毎営業日</u> (2) <u>毎週</u> (3) <u>隔週</u> (4) <u>毎月</u> 2 買付けの予定日が休場日その他当社所定の日に該当する場合には、当社が定める方法により買付けを翌営業日以降に繰り延べるものとします。 <u>（金銭の払込み）</u> 第8条 お客様は、本サービスによる買付けに必要な金銭を次のいずれかの方法によりお客様の口座に用意するものとします。 (1) <u>円貨預り金</u> (2) <u>外貨預り金</u> (3) <u>Moneybull残高</u> (4) <u>その他当社が認める方法</u> <u>（指定銘柄の買付け）</u> 第9条 当社は、お客様が申し込まれた内容
--	--

	<u>に従い、指定した買付けの金額の範囲内で、買付日に買付け可能な数量の買付注文を発注する方法により、お客様の計算において、指定銘柄の買付の発注（以下「定時買付」といいます。）を行うものとします。</u> 2 <u>当社は、当社が定める方法により計算した概算約定金額（指定銘柄の買付日の前営業日終値又は直近の終値に別途当社が定める率を乗じた価格をもとに算出した概算金額をいいます。）が、お客様の買付余力の範囲内である場合に限り、定時買付を行います。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、買付日における指定銘柄の株価又は為替レートの急激な変動により、約定金額がお客様の指定した買付金額又は口座の買付余力を超過し、定時買付に伴いお客様の口座に不足金が発生した場合は、当社はこれを証券総合口座第16条及び外国証券取引口座約款第9条規定に従って取り扱うものとします。</u> 4 <u>お客様は、約定価格及び約定数量が積立設定時に想定した内容と異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u> <u>（端株取引）</u> <u>第10条 本サービスにより取得した設定銘柄は、端株となる場合があります。</u> 2 <u>当社は、端株を含む数量により買付注文を発注することができます。</u> 3 <u>端株に関する取扱いは、当社が別途定める規程によるものとします。</u> 4 <u>端株に係る議決権その他株主権の行使は、法令、発行体所在地の法令、保管機関のルール及び当社の定めによるものとします。</u> 5 <u>当社は、コーポレート・アクションその他必要な場合には、端株の現金化、数量調整その他合理的な処理を行うことができるものとします。</u> <u>（ダイナミック積立）</u>
--	---

	<u>第11条 お客様は、当社が定める条件に従いダイナミック積立を利用することができます。</u> <u>2 当社は、当社がベンチマークとして定める比較指標及び移動平均期間により、積立頻度毎のお客様の実際の積立金額を算出します。</u> <u>3 ダイナミック積立における各回の実際の積立金額は、当社の定める範囲で変動する場合があります。</u> <u>4 お客様は、ダイナミック積立を利用する場合、前2項の規定により実際の積立金額が変動し、お客様が設定した金額と異なる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u> <u>(買付けの停止)</u> <u>第12条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスによる設定銘柄の買付けを行わないことができます。</u> <u>(1) 買付余力が不足している場合</u> <u>(2) 設定銘柄が取引停止となっている場合</u> <u>(3) 設定銘柄にコーポレート・アクションが発生し、買付けが困難である場合</u> <u>(4) お客様の口座に取引制限が課されている場合</u> <u>(5) 設定銘柄が端株取引対象外となった場合</u> <u>(6) 法令、規則等により取引が制限される場合</u> <u>(7) その他当社が必要と判断した場合</u> <u>2 前項により当該回の積立注文が発注されなかった場合は、当該回の積立注文は失効するものとし、翌回に繰り越されないものとします。</u> <u>(取引及び残高の通知)</u> <u>第13条 当社は、本サービスに係る取引明細及び残高明細を取引報告書、取引残高報告書、アプリ通知、電子メールその他当社所定の方法により通知します。</u> <u>(設定内容の変更)</u> <u>第14条 お客様は当社所定の方法により積立設定の内容を変更することができます。</u>
--	--

	す。 2 変更は、既に執行手続きに入った注文には適用されません。 (外国為替取引) 第15条 対象商品の買付けのため必要な場合、当社はお客様の計算において円貨と外貨の交換を行うことがあります。 2 為替レートは当社が定めるレートによるものとします。 (積立設定の停止) 第16条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、当該設定銘柄に係る積立設定を停止又は終了することができます。 (1) 同一積立設定に係る買付注文が連続して5回成立しなかった場合 (2) 設定銘柄が上場廃止となった場合 (3) 設定銘柄が積立対象から除外された場合 (4) 設定銘柄が端株取引の対象外となった場合 (5) その他当社が当該設定銘柄について本サービスの継続を困難と判断した場合 (本サービスの停止・終了) 第17条 当社は、法令の制定又は改廃、監督官庁の指示、システム上の制約、市場環境の変化、提携先との契約の終了その他の事由により、本サービスの全部又は一部を停止又は終了することができます。 2 当社は、前項により本サービスの全部又は一部を停止又は終了する場合、あらかじめ当社ウェブサイトその他相当の方法により周知します。 (解約) 第18条 次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本サービスを解約することができます。 (1) お客様が解約を申し出た場合 (2) お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合 (3) 証券総合口座又は外国証券取引口座が解約された場合
--	--

	<u>(4) 当社が本サービスの全部又は一部を停止又は終了する場合</u> <u>(免責事項)</u> <u>第19条 当社は次の事由により生じた損害について責任を負わないものとします。</u> <u>(1) 市場価格の変動</u> <u>(2) 為替相場の変動</u> <u>(3) 注文の遅延又は不成立</u> <u>(4) 通信障害又はシステム障害</u> <u>(5) コーポレート・アクション</u> <u>(6) 天災地変その他不可抗力</u> <u>(他の規程等の準用)</u> <u>第20条 この約款に定めのない事項については、証券総合取引約款、外国証券取引口座約款その他当社規程によるものとします。</u> <u>(約款の変更)</u> <u>第21条 当社は法令の変更、監督官庁の指示、業務上の必要その他相当の事由がある場合には、民法第548条の4の規定に基づきこの約款を変更することができるものとします。</u> <u>2 当社は、前項の規定によりこの約款を変更した場合は、変更内容及び効力発生時期を当社ウェブサイトその他相当の方法により周知します。</u> <u>附則（2026年7月27日）</u> <u>この約款は2026年8月1日より施行します。</u>
書面名：外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款	
改定前	改定後
(金銭の払込み) 第4条 お客様は、外貨建MMFの取得にあて るため、証券総合口座に外貨（以下「払込 金」といいます。）を、<u>払込む</u>ことができ ます。ただし、初回の払込みの場合のみ 当社が別途定める金額以上の金銭を、払 い込むものとします。 (新 設)	(金銭の払込み) 第4条 お客様は、外貨建MMFの取得にあて るため、証券総合口座に外貨（以下「払込 金」といいます。）を、<u>払い込む</u>ができ ます。ただし、初回の払込みの場合のみ 当社が別途定める金額以上の金銭を、 払い込むものとします。 <u>(外貨建MMF累積投資業務の停止又は終了)</u> <u>第9条 当社は、法令の制定又は改廃、監督 官庁の指示、システム上の制約、市場環</u>

(解約) 第9条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1) 当社が外貨建MMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき (2) (省 略) (3) 第12条に定めるこの約款の改訂にお客様が同意しないとき (4)・(5) (省 略) 2 本契約の全部又は一部が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨建MMF及び果実を第8条に準じてお客様に返還します。 第10条～第12条 (省 略) (本約款の変更) 第13条 本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 第14条 (省 略)	<u>境の変化、提携先との契約の終了その他の事由により、外貨建MMFの累積投資に係る業務の全部又は一部を停止又は終了することができます。</u> 2 当社は、前項により本サービスの全部又は一部を停止又は終了する場合、あらかじめ当社ウェブサイトその他相当の方法により周知します。 (解約) 第10条 本契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 (1) 当社が前条に基づき外貨建MMFの累積投資に係る業務の全部を終了したとき (2) (現行どおり) (3) 第14条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき (4)・(5) (現行どおり) 2 本契約の全部又は一部が解約されたときは、当社は、遅滞なく、保管中の外貨建MMF及びその果実を第8条に準じてお客様に返還します。 第11条～第13条 (現行どおり) (約款の変更) 第14条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 第15条 (現行どおり)
書面名：外貨建MMF累積投資約款に関する定期自動為替取引特約	
改定前	改定後
(新 設)	(本特約の目的等) 第1条 この特約は、お客様が当社において行う外貨建MMF累積投資約款に基づく取引を含む外国証券取引その他当社が定

	<u>める外貨建取引に利用する資金を準備することを目的として、お客様があらかじめ指定した条件に従い定期的に円貨を外貨へ交換するサービス（以下「定期自動為替取引」といいます。）に関する権利義務関係を定めることを目的とします。</u> 2 <u>定期自動為替取引は、お客様による外国証券取引その他当社が提供する外貨建商品の取引に係る資金準備を目的とするものであり、独立した為替取引サービスとして提供されるものではありません。</u> <u>(適用関係)</u> 第2条 <u>この特約に定めのない事項については、外国為替取引約款、外貨建MMF累積投資約款、証券総合取引約款その他当社規程によるものとします。この特約と他の約款等との内容が抵触する場合には、定期自動為替取引についてはこの特約を優先して適用します。</u> <u>(利用資格等)</u> 第3条 <u>定期自動為替取引を利用できるお客様は、当社総合証券口座を開設し、かつ当社が定める外国為替取引及び外国証券取引の利用資格を有するお客様とします。</u> 2 <u>お客様は、定期自動為替取引により取得した外貨を、当社における外国証券取引その他当社が指定する外貨建商品の取引に利用するものとします。</u> 3 <u>当社は、定期自動為替取引を外国証券取引等に付随するサービスとして提供するものであり、お客様による専ら為替差益の獲得のみを目的とする利用を予定するものではありません。</u> <u>(取引の申込み)</u> 第4条 <u>お客様は当社所定の方法により定期自動為替取引を申し込むものとし、当社が申込みを承諾した時点で取引契約が成立するものとします。</u> 2 <u>当社は、個々のお客様による定期自動為替取引の申込件数について上限を設けることができます。</u>
--	--

	<u>(設定事項)</u> <u>第5条</u> お客様は、定期自動為替取引の申込みにあたり、次の事項を定めるものとします。 (1) <u>円貨金額</u> (2) <u>定期自動為替取引を行う頻度</u> (3) <u>定期自動為替取引を行う日</u> (4) <u>円貨から交換する通貨の単位</u> (5) <u>その他当社が定める事項</u> <u>(定期自動為替取引の頻度)</u> <u>第6条</u> 定期自動為替取引の頻度は次の各号のいずれかとします。 (1) <u>毎営業日</u> (2) <u>毎週</u> (3) <u>隔週</u> (4) <u>毎月</u> 2 定期自動為替取引を行う予定日が当社の非営業日に該当するときは、当社の翌営業日に行います。 <u>(為替取引の執行)</u> <u>第7条</u> 当社は第5条の規定により設定された事項に従い円貨を外貨へ交換します。適用為替レートは交換時点のレートとし、お客様の取引画面等に表示されるレートは参考値であり約定レートを保証しません。 <u>(買付余力不足)</u> <u>第8条</u> 定期自動為替取引を行う時点において必要な円貨預り金が不足するときは当該回の取引を実施しないものとし、未取引分は翌回へ繰り越されないものとします。 <u>(利用停止)</u> <u>第9条</u> 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様に係る定期自動為替取引を行わないものとします。 (1) <u>お客様との定期自動為替取引が5回連続で成立しなかった場合</u> (2) <u>お客様の口座に係る利用停止</u> (3) <u>法令等による制限</u> (4) <u>その他当社が必要と認めた場合</u>
--	---

	<u>(取引結果の通知)</u> <u>第10条 当社は取引結果をアプリ通知、電子メール、取引報告書その他所定の方法により通知します。</u> <u>(定期自動為替取引の停止又は終了)</u> <u>第11条 当社は、法令若しくは諸規則の制定、改廃若しくは変更、監督官庁の指示、外国為替市場の状況、システム上の制約その他の事由により、定期自動為替取引の全部又は一部を停止し、又は終了することができます。</u> <u>(解約)</u> <u>第12条 お客様はいつでも定期自動為替取引の設定を解除できます。ただし執行処理開始後の取引は取消しできません。</u> <u>(免責)</u> <u>第13条 為替相場の変動、市場流動性低下、不可抗力、システム障害、法令変更その他当社の責によらない事由による損害について当社は責任を負いません。</u> <u>附則（2026年7月27日）</u> <u>この特約は2026年8月1日より施行します。</u>
書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
(新 設)	積立投資サービスに関するご留意事項 当社は、外国株式及び外国ETF等を対象とした積立投資サービスを提供する場合があります。 積立投資は、一定の条件に従い継続的に有価証券を取得する方法ですが、投資元本及び運用成果を保証するものではありません。対象有価証券の価格変動により損失が生じるおそれがあります。 また、積立投資サービスにおいては、お客様が設定した積立金額を基準として買付けを行います。対象有価証券の価格変動、為替相場の変動その他の事由により、実際の約定数量及び約定金額が当初の予定と異なる場合があります。

	【ダイナミック積立に関するご留意事項】 当社が提供する積立投資サービスの内、ダイナミック積立では、市場動向その他当社がベンチマークとして定める比較指標及び異動平均期間に基づき、各回の実際の積立金額が変動する場合があります。 そのため、実際の積立金額はお客様が設定した積立金額と一致しない場合があります。また、相場環境によっては、各回の投資金額が当初設定額を上回る場合があります。 当該積立方法は、将来の投資成果を保証するものではなく、当社が用いる算出方法、比較指標又はアルゴリズムにより期待した成果が得られない場合があります。 【端株（1株未満取引）に関するご留意事項】 積立投資サービスでは、1株未満の数量の有価証券（端株）を取得する場合があります。 端株については、議決権その他株主としての権利の全部又は一部を行使できない場合があります、その取扱いは法令、発行会社所在地の法令、保管機関の規則及び当社規程等に従います。 また、コーポレート・アクションその他の事由により、端株の現金化、数量調整その他の処理が行われる場合があります。 【円貨による積立設定に関するご留意事項】 お客様が円貨による積立投資を設定した場合、対象商品の買付けに必要な範囲で為替取引が行われることがあります。 この場合、お客様は有価証券の価格変動リスクに加え、為替相場の変動による影響を受けます。為替相場の変動により、円換算した資産価値又は投資成果が減少する場合があります。 【定期自動為替取引に関するご留意事項】 当社は、外国証券取引その他外貨建商品
--	---

	の取引に利用する資金を準備するため、定期的に円貨を外貨へ交換するサービスを提供する場合があります。 当該サービスは、外国証券取引等に付随する資金準備サービスであり、独立した為替取引サービスとして提供されるものではありません。 定期自動為替取引に置いて適用される為替レートは、取引執行時点のものとなります。このため、画面上その他当社が表示する参考レートと実際に適用される為替レートが異なる場合があります。
【別紙】 2. 外国株式委託手数料等 (1) 委託手数料：<u>売買約定代金に対して0.20%（上限20米ドル）</u> (2) <u>委託手数料のほか、米国株式の取引にあたっては、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。</u> (3) <u>委託手数料のほか、米国における上場パートナーシップ持分からの譲渡対価（売却代金）に対して米国源泉税10%が課される場合があります。</u> (4) 約定数量に応じて同一銘柄の単元株と単元未満株分が約定する場合は、当該約定を一つの約定として上記<u>委託手数料等</u>を徴収いたします。	【別紙】 2. 外国株式委託手数料等 (1) 委託手数料は<u>無料</u>です。 (2) 米国株式の取引にあたっては、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。 (3) 米国における上場パートナーシップ持分からの譲渡対価（売却代金）に対して米国源泉税10%が課される場合があります。 (4) 約定数量に応じて同一銘柄の単元株と単元未満株分が約定する場合は、当該約定を一つの約定として上記<u>現地諸費用等</u>を徴収いたします。
書面名：最良執行方針	
改定前	改定後
3. 当該方法を選択する理由 我が国の現状では、金融商品取引所市場に多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断することが大きな理由です。 <u>また、当社がSORに対応するためにはシステム開発が必要ですが、他の開発案件を考慮するとリソース等の確保の観点から劣後するためです。仮に外部のベン</u>	3. 当該方法を選択する理由 我が国の現状では、金融商品取引所市場に多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断することが大きな理由です。 （削 除）

<u>ダーを活用するとしても、開発には多大な費用が発生することが見込まれ、その負担は、お客様にお支払いいただく委託手数料等へ転嫁することが避けられないと考えられます。そうした場合、複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較することによって見込まれる価格改善効果よりも、委託手数料等の値上げによる影響のほうが大きくなる可能性があります。</u>	
---	--

■改定日：2026年7月13日

【改定の趣旨】

- 有価証券の移管手数料の変更。

【改定内容】

書面名：金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	
改定前	改定後
手数料など諸費用について ・ その他諸費用については、別紙「その他諸費用」に記載の額及び方法により手数料をいただきます。	手数料など諸費用について ・ その他諸費用については、別紙「その他諸費用」に記載の額及び方法により手数料をいただきます。<u>有価証券の他の金融機関への移管（出庫）に係る手数料については、別紙「移管手数料」に記載のとおりです。なお、当社では、1株に満たない端数株式及び別紙に記載のない有価証券の移管はできかねます。</u>
【別紙】 （新 設）	【別紙】 移管手数料 <u>お客様が当社でお預かりしている有価証券を他の金融機関へ移管（出庫）される際の手数料は以下のとおりです。</u> <u>1. 日本株式（単元未満株を含みます。）及び国内取引所上場ETF：無料</u> <u>2. 米国株式及び米国取引所上場ETF：1銘柄あたり5,500円（消費税等を含む。）</u>
その他諸費用 （消費税<u>込</u>）	その他諸費用 （消費税等<u>を含む。</u>）

単元未満株式の買取請求及び買増請求の取次手数料 (国内株式の場合)	(省 略)	単元未満株式の買取請求及び買増請求の取次手数料 (国内株式に限る)	(現行どおり)
(省 略)	(省 略)	(現行どおり)	(現行どおり)

■改定日：2026年5月1日

【改定の趣旨】

- 手数料の一部改定。

【改定内容】

書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
【別紙】 2. 外国株式委託手数料 委託手数料：売買約定代金に対して0.20% (上限20米ドル) (1) 委託手数料のほか、米国株式を売却する際には、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。 ・SEC Fee：SEC（Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会）に支払われる手数料。約定代金1米ドルにつき0.00002060米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低0.01米ドル）。 (新 設) ※SEC Fee及びFINRA Feeは売却代金を上回ることもありますので、ご売却の際にはご注意ください。なお、端株を含む数量を売却する場合、SEC及びFINRAへの手数料は、1株以上の整数株の部分と端株の部分のそれぞれに発生することになる点にご留意ください。 (2) (省 略)	【別紙】 2. 外国株式委託手数料等 (1) 委託手数料：売買約定代金に対して0.20%（上限20米ドル） (2) 委託手数料のほか、米国株式の取引にあたっては、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。 ・SEC Fee：SEC（Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会）に支払われる手数料。売却時に約定代金1米ドルにつき0.00002060米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低0.01米ドル）。 ・CAT Fee：SECが追加的に定めた取引所手数料（CAT、Consolidated Audit Trail）。約定株数1株につき0.000003米ドル（0.01米ドル未満の端数を四捨五入）。売却時のみならず買付時にも発生します。 ※売却にあたってのSEC Fee、FINRA Fee及びCAT Feeは売却代金を上回ることもあります。また、買付にあたってはCAT Feeが買付代金に比して過大になることもあります。ご注文の際にはご注意ください。なお、端株を含む数量の取引の場合、SEC及びFINRAへの手数料は、1株以上の整数株の部分と端株の部分のそれぞれに発生することになる点にご留意ください。 (3) (現行どおり)

(3) 約定数量に応じて同一銘柄の単元株と単元未満株分が約定する場合は、当該約定を一つの約定として上記委託手数料を徴収いたします。	(4) 約定数量に応じて同一銘柄の単元株と単元未満株分が約定する場合は、当該約定を一つの約定として上記委託手数料等を徴収いたします。
---	--

■改定日：2026年4月6日

【改定の趣旨】

- 外国株式に係る議決権の行使に関する記載の変更等。
- 手数料の一部改定。

【改定内容】

書面名：外国証券取引口座約款	
改定前	改定後
(議決権の行使) 第10条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、<u>決済会社は</u>、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又はお客様が当該寄託証券等に係る<u>株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合</u>においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めるものとします。	(議決権の行使) 第10条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又はお客様が当該寄託証券等に係る議決権を行使することが認められている場合においては、<u>当社は議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</u>
書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
【別紙】 2. 外国株式委託手数料 (1) 委託手数料のほか、米国株式を売却する際には、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。 ・ SEC Fee：SEC（Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会）に支払われる手数料。約定代金1米ドルにつき<u>0.00</u>米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低<u>0.00</u>米ドル）。	【別紙】 2. 外国株式委託手数料 (1) 委託手数料のほか、米国株式を売却する際には、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。 ・ SEC Fee：SEC（Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会）に支払われる手数料。約定代金1米ドルにつき<u>0.00002060</u>米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低<u>0.00002060</u>米ドル）。

■改定日：2026年1月5日

【改定の趣旨】

- 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）【別紙】の手数料に関する記載の更新。

【改定内容】

書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
【別紙】 手数料一覧 2. 外国株式委託手数料 委託手数料：売買約定代金に対して0.20% （上限20米ドル） (1) 委託手数料のほか、米国株式売却時には、<u>現地取引手数料がかかります。これらの費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。</u>	【別紙】 手数料一覧 2. 外国株式委託手数料 委託手数料：売買約定代金に対して0.20% （上限20米ドル） (1) 委託手数料のほか、<u>米国株式を売却する際には、現地取引手数料として以下の現地費用が発生します。</u> ・ SEC Fee：SEC（Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会）に支払われる手数料。約定代金1米ドルにつき0.00米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低0.00米ドル）。 ・ FINRA Fee：FINRA（Financial Industry Regulatory Authority、米国金融業規制機構）に支払われる費用。売却時に1株につき0.000195米ドル（1取引当たり、最低0.01米ドル、最大9.79米ドル）。TAF（Trading Activity Fee）と呼ばれることもあります。 ※SEC Fee及びFINRA Feeは売却代金を上回ることもありますので、ご売却の際には<u>ご注意ください。なお、端株を含む数量を売却する場合、SEC及びFINRAへの手数料は、1株以上の整数株の部分と端株の部分のそれぞれに発生することになる点にご留意ください。</u> ※米国預託証券（ADR）をお取引された場合、<u>ADRを発行する金融機関（預託銀行）から、一定期間毎に管理費用が徴収される場合があります。管理費用は1株あたり0.01～0.03米ドルとなります。当該費用は、金融機関が定める残高確認日をもとに計算される費用であり、実際に費用が</u>

詳細については、当社取引アプリもしくはウェブサイト上に記載していますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。現地取引費用は、現地約定日ではなく国内約定日に買付可能額から差引かれます。	<u>徴収される時点で当該銘柄を保有していない場合でも、実費を米ドルお預り金からお引落しいたします。口座残高には十分ご注意くださいようお願い申し上げます。また、手数料が引かれる前に全額出金すると、口座の残額がマイナスになりますのでご注意ください。</u> <u>※現地費用の詳細については、当社取引アプリもしくはウェブサイト上に記載していますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。現地取引費用は、現地約定日ではなく国内約定日に買付可能額から差引かれます。</u>
--	--

■改定日：2025 年 12 月 13 日

【改定の趣旨】

- 本人認証に関する定め的一般化（証券総合取引約款）、多要素認証の記載の移設（証券総合取引約款からインターネット取引規程へ）。
- 外国証券等に係る配当金等の受取りについて 2030 年 10 月 1 日以降は支払開始日から 5 年が経過すると権利が消滅する旨の約款への反映（外国証券取引口座約款）
- 米国株式 24 時間取引における ATS の追加（米国株式 24 時間取引説明書）
- その他、誤記訂正及び文言統一。

【改定内容】

書面名：証券総合取引約款	
改定前	改定後
（本人認証と本サービスの利用） 第 7 条 当社は、当社が定める方法により、<u>お客様があらかじめ指定した当社が定める方法により、お客様があらかじめ指定したログイン I D、当社が発行した口座番号、お客様の指定したログインパスワード、取引パスワード及び当社が都度発行する認証コードの入力によりお客様の本人認証を行います（以下「多要素認証」といいます。）。</u> 2 お客様は、当社が前項の<u>多要素認証</u>をした場合に限り、本サービスを利用することが<u>できます</u>。これらの多要素認証が完了しないときは、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。<u>なお、</u>	（本人認証と本サービスの利用） 第 7 条 当社は、当社が定める方法によりお客様の本人認証を行います。 2 お客様は、当社が前項の<u>本人認証</u>をした場合に限り、本サービスを利用することができ、<u>これらの多要素認証が完了しないときは、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。</u>

<u>ログインID等を失念されたときは、速やかに当社までお申し出下さい。</u> 3 電話でのお問い合わせの場合は、お客様が当社のクライアントサービス担当者に対し口頭で伝えたお客様に関する情報と当社における届出事項とを照合する方法その他当社所定の方法により本人認証を行います。 <u>4 お客様は、自己の責任において、本サービスに関するログインID、パスワード、お問い合わせ番号等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。</u> <u>5 インターネットでの各種取引を可能とする当社での本サービスの利用にあたっては、金商法、税法その他関係する法令諸規則に基づき当社がお客様に交付する、またはお客様から徴求する各種書面については、金融商品取引業等に関する内閣府令等に定める電磁的方法による交付、または徴求を原則とし（以下「電子交付サービス」といいます。）、お客様には当該方法に別途ご同意いただくものとします。また、電子交付サービスによらず、書面での交付（郵送）を希望される場合には別途所定の手数料をいただく場合があります。</u> （解約事由） 第39条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知、催告なく本約款に定める各契約は解約されるものとします。 ①～⑳ （省 略） ㉑ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき、<u>この場合、一定期間、お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。</u> ㉒～㉓ （省 略）	3 前項の定めに関わらず、電話でのお問い合わせの場合は、お客様が当社のクライアントサービス担当者に対し口頭で伝えたお客様に関する情報と当社における届出事項とを照合する方法その他当社所定の方法により本人認証を行います。 （削 除） （削 除） （解約事由） 第39条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知、催告なく本約款に定める各契約は解約されるものとします。 ①～⑳ （現行どおり） ㉑ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき、<u>（一定期間にわたりお客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。）</u> ㉒～㉓ （現行どおり）
--	---

(解約時の取扱い) 第40条 前条に基づき、各契約が解約となった場合のお手続きは、次の各号のとおりとします。 ①・② (省 略) ③ 前条第1項各号に定める理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合<u>ない</u>しお客様が任意で売却、<u>移管</u>に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。 ④ (省 略) (免責事項) 第41条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。 ①～③ (省 略) ④ お客様の<u>認証コード等</u>の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合 ⑤ (省 略) ⑥ 本約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、<u>もしくは無効としもしくは執行せず</u>、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合 ⑦～⑫ (省 略)	(解約時の取扱い) 第40条 前条に基づき、各契約が解約となった場合のお手続きは、次の各号のとおりとします。 ①・② (現行どおり) ③ 前条第1項各号に定める理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合<u>又は</u>お客様が任意で売却<u>もしくは移管</u>に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。 ④ (現行どおり) (免責事項) 第41条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。 ①～③ (現行どおり) ④ お客様の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合 ⑤ (現行どおり) ⑥ 本約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項から第4項までの規定に基づき、<u>お客様のサービス利用をお断りし、</u>お客様の取引注文を受託せず、無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合 ⑦～⑫ (現行どおり)
書面名：外国証券取引口座約款	
改定前	改定後

で及び第<u>6</u>項の規定に準じて処理します。 ⑥ （省 略） （外国株預託証券に係る議決権の行使） 第10条の2 （省 略） 2 （省 略） 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国証券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、<u>申込者</u>が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又は<u>申込者</u>が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。 （株主総会の書類等の送付等） 第11条 寄託証券等の発行会社から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては	で及び第<u>7</u>項の規定に準じて処理します。 ⑥ （現行どおり） （外国株預託証券に係る議決権の行使） 第10条の2 （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国証券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、<u>お客様</u>が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又は<u>お客様</u>が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。 （株主総会の書類等の送付等） 第11条 寄託証券等の発行会社から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては
---	---

所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が<u>申込者</u>の届け出た電子メールアドレスあてに送付<u>ないし</u>はウィブル証券アプリのお客様の画面上でお知らせします。 2 (省 略) (選別基準に適合しなくなった場合の処理) 第16条 (省 略) 2 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は<u>申込者</u>が権利を有する当該外国証券を<u>申込者</u>の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に<u>申込者</u>に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。 3 当社は、前項の売却に要した実費を<u>申込者</u>に請求することができるものとします。 (口座開設後にお客様が米国人となる場合の取扱い) 第44条 お客様が口座開設後に日本<u>の非居住者</u>又は米国人(米国に納税義務のある者を含みます。)となった場合、保有銘柄についてはすべて売却し、口座は閉鎖するものとします。なお、お客様が保有銘柄の売却に応じない場合には、当社の任意で、お客様の計算により売却できるものとします。 (免責事項) 第45条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 ①～③ (省 略) ④ (該当ある場合)当社所定の書類に<u>押印</u>した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証	所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が<u>お客様</u>の届け出た電子メールアドレスあてに送付<u>し又は</u>ウィブル証券アプリのお客様の画面上でお知らせします。 2 (現行どおり) (選別基準に適合しなくなった場合の処理) 第16条 (現行どおり) 2 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は<u>お客様</u>が権利を有する当該外国証券を<u>お客様</u>の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に<u>お客様</u>に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。 3 当社は、前項の売却に要した実費を<u>お客様</u>に請求することができるものとします。 (口座開設後にお客様が米国人等となる場合の取扱い) 第44条 お客様が口座開設後に日本<u>国内に住所を有しない者</u>又は米国人(米国に納税義務のある者を含みます。)となった場合、保有銘柄についてはすべて売却し、口座は閉鎖するものとします。なお、お客様が保有銘柄の売却に応じない場合には、当社の任意で、お客様の計算により売却できるものとします。 (免責事項) 第45条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 ①～③ (現行どおり) ④ (該当ある場合)当社所定の書類に<u>押なつ</u>した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をし
--	---

券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 ⑤～⑧ （省 略） （新 設）	た証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 ⑤～⑧ （現行どおり） 附則（2025年12月6日） <u>1 第7条第8項の規定は、2030年10月1日より効力を発するものとする。</u> <u>2 第7条第8項（第8条第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定は、その効力を発する日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第2項第2号及び第3号により売却処分した代金をいう。）についても準用する。</u>
書面名：インターネット取引約款	
改定前	改定後
（本サービスの利用条件） 第5条 （省 略） 2 （省 略） 3 <u>本サービスは、ユーザーID、パスワード、住所、氏名等が、事前に当社にお届けいただいた内容と一致した場合にのみ利用することができます。</u> （新 設） （サービス利用の制限等） 第28条 お客様が当社役職員に対して、暴言、誹謗、中傷、威圧的もしくは脅迫的な	（本サービスの利用条件） 第5条 （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 <u>お客様は、当社が定める方法により、お客様があらかじめ指定したログインID、当社が発行した口座番号、お客様の指定したログインパスワード又は取引パスワード等の組合せに加え、当社が定める追加的な方法により本人認証を行い、当社によりお客様本人であることが認証された場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。</u> 4 <u>お客様は、自己の責任において、本サービスに関するログインID、ログインパスワード、取引パスワード、お問い合わせ番号等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。</u> （サービス利用の制限等） 第28条 お客様が当社役職員に対して、暴言、誹謗、中傷、威圧的もしくは脅迫的な

言動又は不当な要求を行った場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中止すること、<u>又は及び</u>、お客様による本サービスのご利用を制限し又は停止することができます。お客様がSNS又は掲示板サイト等を利用し、当社もしくは当社の役職員への誹謗、中傷又は当社もしくは当社の役職員の名誉もしくは信用を毀損する内容の書き込み等を行った場合も同様とします。 2 (省 略) (免責事項) 第29条 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。 ①～⑦ (省 略) ⑧ 第16条第2項、第21条、第23条、第25条のいずれかに該当する場合 ⑨～⑫ (省 略)	言動又は不当な要求を行った場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中止すること<u>若しくは</u>お客様による本サービスのご利用を制限し又は停止することができます。お客様がSNS又は掲示板サイト等を利用し、当社もしくは当社の役職員への誹謗、中傷又は当社もしくは当社の役職員の名誉もしくは信用を毀損する内容の書き込み等を行った場合も同様とします。 2 (現行どおり) (免責事項) 第29条 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。 ①～⑦ (現行どおり) ⑧ 第17条第2項、第18条の2、第23条<u>又は第25条のいずれかに</u>該当する場合 ⑨～⑫ (現行どおり)
--	--

書面名：米国株式24時間取引説明書

改定前	改定後
1. A T Sとは Alternative Trading System (以下「A T S」といいます。)は「代替取引システム」といった意味で、米国における金融商品取引では一般的に取引所に対する私設取引所全般を指します。A T Sが提供するサービスは運営業者により異なりますが、取引所取引の取引時間外でも注文を執行するA T Sもあり、こうした業者を利用することで、当社では日本の日中でも米国株式取引を行うことを可能としています。当社で提供するA T SはBlue Ocean ATS, LLCによって運営されています。	1. A T Sとは Alternative Trading System (以下「A T S」といいます。)は「代替取引システム」といった意味で、米国における金融商品取引では一般的に取引所に対する私設取引所全般を指します。A T Sが提供するサービスは運営業者により異なりますが、取引所取引の取引時間外でも注文を執行するA T Sもあり、こうした業者を利用することで、当社では日本の日中でも米国株式取引を行うことを可能としています。当社で提供するA T SはBlue Ocean ATS, LLCまたはBruce ATS<u>又はBruce Markets LLC</u>によって運営されています。

書面名：投資信託受益権振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(振替の申請) 第6条 (省 略) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。 ①～⑤ (省 略) 3～5 (省 略)	(振替の申請) 第6条 (現行どおり) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、<u>記名し、届出の印章を押なつ</u>てご提出ください。 ①～⑤ (現行どおり) 3～5 (現行どおり)
書面名：振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(振替の申請) 第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)・(2) (省 略) (3) <u>投資信託受益権</u>の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの (4) <u>投資信託受益権</u>の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。 (1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき<u>投資信託受益権</u>の銘柄及び金額 (2)～(5) (省 略) 3 前項第1号の金額は、その<u>投資信託受益権</u>の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。	(振替の申請) 第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている<u>振込国債</u>について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。 (1)・(2) (現行どおり) (3) <u>振込国債</u>の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの (4) <u>振込国債</u>の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、<u>記名し、届出の印章を押なつ</u>てご提出ください。 (1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき<u>振込国債</u>の銘柄及び金額 (2)～(5) (現行どおり) 3 前項第1号の金額は、その<u>振込国債</u>の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 (省 略) 5 当社に<u>投資信託受益権</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに<u>投資信託受益権</u>の振替の申請があったものとして取り扱います。 (担保の設定) 第8条 お客様の<u>投資信託受益権</u>について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。 (抹消申請の委任) 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>について、償還、繰り上げ償還又は定時償還が行われる場合には、当該<u>投資信託受益権</u>について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任いただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。 (元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。 2 当社は前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>（差押	4 (現行どおり) 5 当社に<u>振込国債</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに<u>振込国債</u>の振替の申請があったものとして取り扱います。 (担保の設定) 第8条 お客様の<u>振込国債</u>について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。 (抹消申請の委任) 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>振込国債</u>について、償還、繰り上げ償還又は定時償還が行われる場合には、当該<u>振込国債</u>について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任いただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。 (元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>振込国債</u>（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。 2 当社は前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている<u>振込国債</u>（差押えを受
--	---

えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。 (お客様への連絡事項) 第11条 当社は、<u>投資信託受益権</u>について、次の事項をお客様にご通知します。 ①・② (省 略) 2 前項の残高照合のための報告は、<u>投資信託受益権</u>の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。 3～5 (省 略) (口座管理料) 第13条 (省 略) 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、<u>投資信託受益権</u>の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。 (当社の連帯保証義務) 第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。 ① <u>投資信託受益権</u>の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわら	けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。 (お客様への連絡事項) 第11条 当社は、<u>振込国債</u>について、次の事項をお客様にご通知します。 ①・② (現行どおり) 2 前項の残高照合のための報告は、<u>振込国債</u>の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。 3～5 (現行どおり) (口座管理料) 第13条 (現行どおり) 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、<u>振込国債</u>の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。 (当社の連帯保証義務) 第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。 ① <u>振込国債</u>の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振
---	---

ず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた<u>投資信託受益権</u>の超過分（<u>投資信託受益権</u>を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務 ② （省 略） （機構において取り扱う<u>投資信託受益権</u>の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第15条 当社は、機構において取り扱う<u>投資信託受益権</u>のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。 2 当社は、当社における<u>投資信託受益権</u>の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。 （解約等） 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>投資信託受益権</u>を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑩ （省 略） 2 前項による<u>投資信託受益権</u>の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。 <u>4</u> （省 略） （解約時の取扱い） 第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されて	替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた<u>振込国債</u>の超過分（<u>振込国債</u>を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務 ② （現行どおり） （機構において取り扱う<u>振込国債</u>の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第15条 当社は、機構において取り扱う<u>振込国債</u>のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。 2 当社は、当社における<u>振込国債</u>の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。 （解約等） 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>振込国債</u>を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑩ （現行どおり） 2 前項による<u>振込国債</u>の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。 <u>3</u> （現行どおり） （解約時の取扱い） 第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されて
--	--

いる<u>投資信託受益権</u>及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。 (緊急措置) 第18条 法令の定めるところにより<u>投資信託受益権</u>の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。 (免責事項) 第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① (省 略) ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>投資信託受益権</u>の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、<u>投資信託受益権</u>の振替をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>投資信託受益権</u>の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により<u>投資信託受益権</u>の記録が滅失等した場合、又は第10条及による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ (省 略) ⑦ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザー	いる<u>振決国債</u>及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。 (緊急措置) 第18条 法令の定めるところにより<u>振決国債</u>の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。 (免責事項) 第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① (現行どおり) ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>振決国債</u>の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、<u>振決国債</u>の振替をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>振決国債</u>の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により<u>振決国債</u>の記録が滅失等した場合、又は第10条及による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ (現行どおり) ⑦ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザー
--	--

I D及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 (機構非関与銘柄の振替の申請) 第20条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の<u>投資信託受益権</u>をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。	I D及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 (機構非関与銘柄の振替の申請) 第20条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の<u>振込国債</u>をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。
書面名：一般債振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(振替の申請) 第6条 (省 略) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により<u>記名押印</u>してご提出ください。 ①～⑤ (省 略) 3～5 (省 略)	(振替の申請) 第6条 (現行どおり) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、<u>記名し、届出の印章を押なつ</u>てご提出ください。 ①～⑤ (現行どおり) 3～5 (現行どおり)
書面名：外国為替取引約款	
改定前	改定後
(免責事項) 第11条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。 ①～⑤ (省 略) ⑥ 証券総合取引約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、<u>もしくは無効</u>	(免責事項) 第11条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。 ①～⑤ (現行どおり) ⑥ 証券総合取引約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項から第4項までの規定に基づき、<u>お客様のサービス利用を</u>

としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合 ⑦～⑫ (省 略)	<u>お断りし</u>、お客様の取引注文を受託せず、無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合 ⑦～⑫ (現行どおり)
書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
【別紙】 手数料一覧 3. お振込み手数料 お取引にかかる売買代金等のお受払いにつきましては、銀行振込でお願いします。お振込み手数料は、お客様負担とさせていただきますので、お振込み手数料を加えた金額を振込み <u>(受取人負担)</u> ください。	【別紙】 手数料一覧 3. お振込み手数料 お取引にかかる売買代金等のお受払いにつきましては、銀行振込でお願いします。お振込み手数料は、お客様負担とさせていただきますので、お振込み手数料を加えた金額を振込みください。

※その他、誤記の訂正及び文言の統一を行っております。

以上

■改定日：2025 年 10 月 18 日

書面名：証券総合取引約款	
改定前	改定後
第2章 振込先指定方式 (届出事項の変更) 第22条 指定預金口座への振込の取扱いを廃止される場合、<u>又は指定預貯金口座を編超すある場合は速やかに所定の方法により当社までお届出ください。</u> 2 (第2項省略) 第3章 注文の受託 (受注できない場合) 第30条 当社は、お客様の売買注文の内容が以下に掲げるいずれかに該当する場合	第2章 振込先指定方式 (届出事項の変更) 第22条 指定預金口座への振込の取扱いを廃止される場合は速やかに所定の方法により当社までお届出ください。 2 (第2項省略) 第3章 注文の受託 (受注できない場合) 第30条 当社は、お客様の売買注文の内容が以下に掲げるいずれかに該当する場合

は、当該売買注文の受託をいたしません。 なお、売買注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。 ① お客様の売買注文が、第7条第4項又は第18条及び「インターネット取引規程」第3条に定める事項のいずれかに反しているとき ② 買付けの取引注文の受付時に、「インターネット取引規程」第20条の定め反して当社に支払うべき不足額があるとき (③～⑨省略)	は、当該売買注文の受託をいたしません。 なお、売買注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。 ① お客様の売買注文が、第7条第4項又は第18条及び「インターネット取引規程」第3条に定める事項のいずれかに反しているとき ② 買付けの取引注文の受付時に、「インターネット取引規程」第20条の定め反して、<u>お客様による本サービスの利用のために開設された口座（以下「本口座」といいます。）</u>において当社に支払うべき不足額があるとき (③～⑨省略) その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・微細な日本語表記の見直し
---	---

書面名：保護預かり約款

改定前	改定後
(お客様への連絡事項) 第9条 (第1項及び第2項省略) 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。	(お客様への連絡事項) 第9条 (第1項及び第2項省略) 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）<u>の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。</u>）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

書面名：外国証券取引口座約款

改定前	改定後
-----	-----

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条 (新 設)

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- ① 株式併合（合併）、発行会社の倒産、スピノフ、上場廃止、I S I N番号変更、発行会社の商号変更、ライツ・イシュー（新株予約権等）が付与される場合は、お客様は当該権利を行使することはできません。次のイ又はロに定めるところにより、取り扱います。

イ. 上記のコーポレート・アクションについては、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレート・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。ただし、反対売買が行えない場合があります。

ロ. 上記のコーポレート・アクションについては、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレート・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合（及び反対売買が行えない場合）には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うもの

(コーポレート・アクション発生時の取扱い及び権利の処理等)

第8条 寄託証券等について、株式併合、株式分割、株式移転、株式交換その他の組織再編成、新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。）の発行等の株主の地位に重大な変化を及ぼす事実（以下「コーポレート・アクション」といいます。）が行われた場合、当社が定める期間、お客様による当該銘柄及び当該コーポレート・アクションにより新たに割当てを受ける銘柄の取引が制限されることがあります。

- 2 前項にいうコーポレート・アクションが行われる場合及び行われた場合の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- ① コーポレート・アクションが行われる場合、当社が定める期間が満了するまで、お客様は当該コーポレート・アクションに関して生じる権利を行使することはできず、コーポレート・アクションの対象となる銘柄は引き続き、現地保管機関において保管又は管理が行われます。

(削 除)

(削 除)

とします。

- ② 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有する者を含みます。）により割り当てられた新株式は、決済会社が受領し、当社を通じお客様に支払います。

ただし、小数点第6位以下の端数の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。前号に掲げたコーポレート・アクション以外のコーポレート・アクション（テンダー・オファーを含みますが、これに限りません。）が実施される場合、お客様にて当該コーポレート・アクション実施の有無をご確認いただくこととなりますが、当該コーポレート・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。したがって、必要がある場合には、当該コーポレート・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。当該コーポレート・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。

- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、小数点第6位以下の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せら

- ② コーポレート・アクションにより新たに生じる外国株券等（以下「新株式」といいます。）は、決済会社が受領し、当社を通じお客様に割り当てられます。

ただし、小数点第6位以下の端数の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。コーポレート・アクションが実施される場合、お客様にて当社からの通知により又は当社のホームページにおいて当該コーポレート・アクション実施の有無をご確認いただくこととなりますが、当該コーポレート・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。したがって、必要がある場合には、当該コーポレート・アクションが実施されるまでに、お客様にて売却を行うものとし、当該コーポレート・アクションが実施されるまでに、お客様にて売却が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。

- ③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の外国株券等が分配される場合は、決済会社が当該分配される外国株券等の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される外国株券等を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、小数点第6位以下の端数の外国株券等及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様

れる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される<u>株券</u>は、当社が任意で売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ、又は当社より<u>顧客</u>に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される<u>株券</u>又は<u>株券</u>の売却代金は受領できないものとします。 ④ （省 略） ⑤ <u>第1号イ</u>、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第4項まで及び第6項の規定に準じて処理します。 ⑥ <u>第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる場合において</u>、源泉徴収税額相当額の支払いは外貨により行うものとし、当社が同意した場合には、円貨により支払うこともできるものとします。円貨により支払う場合の外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによりします。	が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される<u>外国株券等</u>は、当社が任意で売却処分し、<u>当該売却代金について</u>、株式事務取扱機関を通じ、又は当社より<u>お客様</u>に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される<u>外国株券等</u>又は<u>外国株券等</u>の売却代金は受領できないものとします。 ④ （現行どおり） ⑤ 第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第4項まで及び第6項の規定に準じて処理します。 ⑥ 第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において源泉徴収税等が課せられる場合において、源泉徴収税額相当額の支払いは外貨により行うものとし、当社が同意した場合には、円貨により支払うこともできるものとします。円貨により支払う場合の外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによりします。
書面名：インターネット取引規程	
改定前	改定後
（禁止事項及び利用停止） 第25条 お客様は、お客様が<u>本取引</u>において次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。	（禁止事項及び利用停止） 第25条 お客様は、お客様が<u>本サービス</u>において次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

書面名：外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款	
改定前	改定後
（第14条新設）	<u>（個人情報等の取扱い）</u> <u>第14条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u> <u>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> <u>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> <u>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u> <u>2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場</u>

	合に応じて必要な範囲のものをいう。)が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付そのほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u> その他軽微な日本語表記の見直し
--	---

書面名：株式等振替決済口座管理約款

改定前	改定後
(解約等) 第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 (①～⑤省略) ⑥ お客様又はお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係企業、<u>いわゆる総会屋等の反社会的勢力</u>に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき ⑦ お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、<u>暴力的な要求行為</u>、	(解約等) 第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 (①～⑤省略) ⑥ お客様又はお客様の代理人が<u>暴力団</u>、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、<u>社会運動標榜ゴロ</u>、<u>特殊知能暴力集団</u>またはこれらに準ずる者等反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき ⑦ お客様又はお客様の代理人が当社との取引に関して、<u>脅迫的な言動</u>もしく

法的な責任を超えた不当な要求行為等を行<u>い</u>、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (以下省略)	<u>は暴力を用いた場合、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行<u>った</u>場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、ま たはこれらに類するやむを得ない事由により当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> (以下省略) その他条文番号変更
書面名：投資信託受益権振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(新 設)	<u>9. 投資信託受益権振替決済口座管理約款</u>
書面名：振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(新 設)	<u>10. 振替決済口座管理約款</u>
書面名：一般債振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
(新 設)	<u>11. 一般債振替決済口座管理約款</u>
書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
【別紙】 手数料一覧 (1. 省略) 2. 外国株式委託手数料 ((1) 及び(2)省略) (新 設)	【別紙】 手数料一覧 (1. 省略) 2. 外国株式委託手数料 ((1) 及び(2)省略) <u>(3) 約定数量に応じて同一銘柄の単元株と単元未満株分が約定する場合は、当該約定を一つの約定として上記委託手数料を徴収いたします。</u>

書面名：内部者登録制度について	
改定前	改定後
	軽微な日本語表記の見直し
書面名：外国PEPsに関する説明書	
【ご参考】外国PEPsに該当する方 (1. 及び2. 省略) 3. 上記1又は2にあたる方の家族 上記1又は2に掲げる配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、実子及び兄弟姉妹、<u>配偶者の兄弟姉妹</u>、<u>配偶者の父母</u>又は実子以外の子 (以下省略)	【ご参考】外国PEPsに該当する方 (1. 及び2. 省略) 3. 上記1又は2にあたる方の家族 上記1又は2に掲げる配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、実子及び兄弟姉妹、<u>配偶者の父母</u>又は実子以外の子 (以下省略)
書面名：重要情報シート（金融事業者編）	
	2. 取扱商品（当社がお客様に提供できる金融商品の種類は次のとおりです） これら以外の商品欄に米ドル建て投資信託を追加

以上

■改定日：2025年8月22日

書面名：証券総合取引約款	
改定前	改定後
1. 証券総合取引約款 【目次】 第1章 証券総合取引 第2章 振込先指定方式 第3章 <u>保護預かり約款</u> 第4章 注文の受託 第5章 報告・連絡 第6章 <u>法令等の遵守</u> 第7章 雑則 第1章 証券総合取引	1. 証券総合取引約款 【目次】 第1章 証券総合取引 第2章 振込先指定方式 (「2. 保護預かり約款」に移動・変更) 第3章 注文の受託 第4章 報告・連絡 (削除) 第5章 雑則 第1章 証券総合取引

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、有価証券の保護預かり取引、「社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）」において取り扱う証券の取引（以下「振替決済取引」といいます。）、国内外貨建債券取引、外国証券取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）について、お客様とウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(新 設)

(証券総合取引の利用)

第2条 お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款（外国証券取引口座約款及び外国為替取引約款）に基づいて、次の各号に掲げる取引がご利用いただけます。

(①～⑤省略)

(旧第5条から移動・変更)

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様がウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットを利用した有価証券の保護預かり取引、「社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）」において取り扱う証券の取引（以下「振替決済取引」といいます。）、国内外貨建債券取引、外国証券取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）、お客様に提供する当社のサービス等（以下「本サービス」といいます。）について、お客様と当社の間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(契約締結の際の注意事項)

第2条 当社は、お客様が当社サービスを利用されるにあたり、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の規定に基づき、上場有価証券等書面及び契約締結前交付書面（以下「契約締結前交付書面等」といいます。）をお客様へ交付（郵送又は電磁的方法による交付）します。お客様は、契約締結前交付書面等の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。

2 お客様が希望される取引及びサービスの種類、内容によっては、当社所定の方法による申込みが別途必要となる場合があります、これらのサービスに係る約款、取扱規定、ルール等をご承諾いただき、当社が認める場合に限り取引が可能となります。

(証券総合取引の利用)

第3条 お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款（保護預かり約款、外国証券取引口座約款、外国為替取引約款及び株式等振替決済口座管理約款等）に基づいて、次の各号に掲げる取引がご利用いただけます。

(①～⑤省略)

(お申込み方法等)

第4条 お客様が、ウィブル証券アプリ、当社ウェブサイト又は当社所定の申込書によ

り、当社所定の手続きに従って、当社に証券総合取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に限り、証券総合取引に関する契約が締結されます。

2 お客様が証券総合取引のお申込みをされた場合には、第2章に定める「振込先指定方式」の利用の申込みを同時にしていただきます。

3 証券総合取引お申込み時には、インターネットその他当社所定の方法により住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号及び、法人の場合における代表者の氏名等、お届印鑑並びにお届出の住所、法人名、代表者の生年月日及び共通番号等（以下「お申込事項」といいます。）を届け出るものとします。仮名、借名、気付け住所によるお申込みは認められません。

4 お取引口座開設と同時に当該口座をお客様の保護預かり口座として取扱います。なお、お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「在留カード」等の本人確認書類をご提出いただきます。

5 当社は、お客様が米国人、カナダ人（米国又はカナダに納税義務のある方を含みます。）の場合、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、若しくは、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社

(取引時確認等について) 第3条 当社は、お客様が証券総合取引を当社にお申し込みされる際、又は当社が必要と認める時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同法施行令・施行規則の規定(以下「犯罪収益移転防止法等」といい、改正が	が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。 6 当社との取引に際して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計、威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する場合又はこれらに類する事由があった場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。 7 当社は、国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や、経済制裁関連法令等に抵触するおそれがあると当社が判断した場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。 8 当社は、原則として、お客様の年齢が満18歳未満又は満75歳以上である場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。 9 当社は、お客様が外国PEPs(Politically Exposed Personsの略。外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」に定める者及び同規則に定める者であった者並びにこれらの者の家族を指します。以下同じ。)である場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。 10 当社は、本邦の外国為替及び外国貿易法、米国のOFAC規制等に該当する国・地域に該当するお客様のお申込みに応じないものとします。 11 当社は、個人のお客様で、国内に居住されていない場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。 (取引時確認等について) 第5条 当社は、お客様が証券総合取引を当社にお申し込みされる際、又は当社が必要と認める時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び同法施行令・施行規則の規定(以下「犯罪収益移転防止法等」といい、改正が
--	--

行われた場合には改正された内容を含みます。)」に従い、取引時確認を行わせていただきます。また、当社は、お客様が法人口座の開設をお申し込みされる際、又は当社が必要と認める時に犯罪収益移転防止法等に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為などの書類をご提出いただきます。

2 お客様には、証券総合取引を当社にお申し込みされる際、又は当社が別途定める時にお客様が「金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）」第166条及び/又は関連する日本証券業協会の定める規則に規定する会社関係者（お申し込みの1年前までに会社関係者であった場合を含みます。）に該当する場合はその旨及び会社名・会社との関係等の内容（以下「内部者登録事項」といいます。）を、日本証券業協会の定める規則に基づき当社所定の方法により届け出ていただきます。

3 当社がお客様へ送付した電子メール等が返戻された場合、お客様が氏名又は住所等を偽っている疑いがある場合もしくは第三者がお客様になりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客様に本人確認書類の再提出等を求めることにより、お客様が本人であることを再確認することがあります。

4 お客様が第1項から第3項までの手続きに適切に応じていただけない場合には、当社は、お客様のお申し込みをお断りすること、又はお客様との取引を停止することがあります。

(旧第4条省略)

(証券総合取引お申し込み方法、口座開設等)

第5条 お客様が、ウィブル証券アプリ、当社ウェブサイト又は当社所定の申込書により、当社所定の手続きに従って、当社に総合

行われた場合には改正された内容を含みます。) その他の法令諸規則及び当社が定める手続きに従い、取引時確認を行わせていただきます。また、当社は、お客様が法人口座の開設をお申し込みされる際、又は当社が必要と認める時に犯罪収益移転防止法等に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為などの書類をご提出いただきます。その際又は証券総合取引お申し込み後必要に応じ、お客様にご連絡又はお客様に対し期限を定めて追加の本人確認書類や確認資料の提出あるいは追加での聞き取り調査を行うことができるものとし、お客様はこれに応じるものとします。

2 お客様には、証券総合取引を当社にお申し込みされる際、又は当社が別途定める時にお客様が金商法第166条及び、又は関連する日本証券業協会の定める規則に規定する会社関係者（お申し込みの1年前までに会社関係者であった場合を含みます。）に該当する場合はその旨及び会社名・会社との関係等の内容（以下「内部者登録事項」といいます。）を、日本証券業協会の定める規則に基づき当社所定の方法により届け出ていただきます。

3 当社がお客様へ送付した電子メール等が返戻された場合、お客様が氏名又は住所等を偽っている疑いがある場合若しくは第三者がお客様になりすましている疑いがある場合等において、当社は、お客様に本人確認書類の再提出等を求めることにより、お客様が本人であることを再確認することがあります。

4 お客様が前三項の手続きに適切に応じていただけない場合には、当社は、お客様のお申し込みをお断りすること、又はお客様との取引を停止することがあります。

(第6条省略)

(第4条へ移動、変更)

取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合に限り、総合取引に関する契約が締結されます。

2 お客様が前項のお申込みをされる場合には、次のお申込みを同時にさせていただきます。

① 有価証券の保護預かり取引

② 振替決済取引

③ 国内外貨建債券取引

④ 外国証券取引

⑤ 外国為替取引

3 証券総合取引お申込み時には、ご印鑑をお届出いただきます。総合取引申込書に押印された印影並びに記載された住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号及び、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届印鑑並びにお届出の住所、氏名又は名称、生年月日及び代表者の氏名、共通番号等（以下「お申込事項」といいます。）とします。

4 前項にかかわらず、お客様がインターネットその他当社所定の方法により当社に必要事項を登録した場合には、ご印鑑のお届けは必要とせず、総合取引申込書等の提出があったものとみなします。

5 お取引口座開設と同時に当該口座をお客様の保護預かり口座として取扱います。なお、お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「在留カード」等の書類をご提出いただきます。

6 当社は、お客様が米国人（米国に納税義務のある方を含みます。）の場合、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与

するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、もしくは、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

7 当社は、原則として、お客様の年齢が満18歳未満又は満75歳以上である場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

8 当社は、お客様が外国PEP s (Politically Exposed Personsの略。外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これに類する機関において重要な地位を占める者として「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」に定める者及び同規則に定める者であった者並びにこれらの者の家族を指します。以下同じ。) である場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。

9 当社は、本邦の外国為替及び外国貿易法、米国のOFAC規制等に該当する国・地域に該当するお客様のお申込みに応じないものとします。

10 当社は、お客様が国内に居住されていない場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。

(有価証券の保護預かり等)

第6条 お客様が第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、保護預かり口座が開設されます。

(新 設)

(削 除)

(本人認証と本サービスの利用)

第7条 当社は、当社が定める方法により、お客様があらかじめ指定したログインID、当社が発行した口座番号、お客様の指定したログインパスワード、取引パスワード及び当社が都度発行する認証コードの入力によりお客様の本人認証を行います。

2 お客様は、当社が前項の本人認証をした

	<u>場合に限り、本サービスを利用することができます。これらの本人認証が完了しないときは、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。なお、ログインID等を失念されたときは、速やかに当社までお申し出下さい。</u> <u>3 電話でのお問い合わせの場合は、お客様が当社のクライアントサービス担当者に対し口頭で伝えたお客様に関する情報と当社における届出事項とを照合する方法その他当社所定の方法により本人認証を行います。</u> <u>4 お客様は、自己の責任において、本サービスに関するログインID、パスワード、お問い合わせ番号等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。</u>
(新 設)	<u>(ソフトウェアの配布)</u> <u>第8条 当社は、当社が別途定める基準により、お客様へ本サービスのご利用のためのソフトウェアを配布することがあります。</u> <u>2 前項のソフトウェアに関し必要な事項は、別に定める規定によるものとします。</u>
(新 設)	<u>(有価証券の保護預かり等)</u> <u>第9条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、保護預かり口座が開設されます。</u> <u>2 有価証券の保護預かりについては、保護預かり約款の定めに従い取り扱うものとします。</u> <u>3 お客様は、取引に先立ち、当該取引に必要な資金、有価証券等を当社に差入れるものとします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。</u>
(外国証券取引)	(外国証券取引)
第7条 お客様が第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国証券取引口座が開設されます。 2 (第2項省略)	第10条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、外国証券取引口座が開設されます。 2 (第2項省略)
(株式等の取引)	(株式等の取引)

第8条 お客様が、第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う株式等に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

（旧第9条から移動、変更）

（振替決済口座）

第9条 お客様が、第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う株式等に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

2 振替決済口座は、株式等振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに証券保管振替機構（以下「機構」という場合があります。）の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取扱うものとします。当社は、お客様から第5条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取扱います。

（新 設）

第11条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う株式等に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

2 振替決済口座は、株式等振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに証券保管振替機構（以下「機構」という場合があります。）の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第4条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取扱います。

（第1項削除）

（第11条第2項へ移動、変更）

（上場投資信託受益権の取引）

第12条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う株式等の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。

2 振替決済口座は、株式等振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法そ

(投資信託受益権の取引) 第10条 お客様が、第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。 2 (第2項省略) (投資信託受益権等の累積投資取引) 第11条 お客様が、第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、投資信託受益権等の累積投資口座が開設されます。 2 (第2項省略) (国債・一般債の取引) 第12条 お客様が、第5条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う国債・一般債の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。 2 振替決済口座は、振替決済口座管理約款及び一般債振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第5条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取扱います。 (通貨間の自動振替(両替)) 第13条 (省 略)	<u>その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第4条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。</u> (投資信託受益権の取引) 第13条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。 2 (第2項省略) (投資信託受益権等の累積投資取引) 第14条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、投資信託受益権等の累積投資口座が開設されます。 2 (第2項省略) (国債・一般債の取引) 第15条 お客様が、第4条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合は、振替法に基づく振替制度において取り扱う国債・一般債の取引に係る振替口座簿において振替口座が開設されます。 2 振替決済口座は、振替決済口座管理約款及び一般債振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。当社は、お客様から第4条の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。 (通貨間の自動振替(両替)) 第16条 (省 略)
--	---

(新 設)

(個人情報の取扱い)

第17条 当社は、お客様より届け出られた氏名、住所、電話番号等のお客様を特定しうる個人情報を、注意を払い適正に管理し、別に定める個人情報保護方針により取り扱うもの
とします。

(旧第60条から移動)

(法令等の遵守)

第18条 お客様は、当社との間で行う取引に
関し、金商法、関係諸法例、諸規則等及び当
社の社内規程に従うものとします。

(第2項新設)

2 お客様は、本約款及び関係約款等に定め
るサービスの内容を十分に理解したことを確
認し、自らの責任と判断に基づき、自らの資
金により自らのために取引を行うものとしま
す。当社が別途認めた場合を除き、第三者の
代理人としての取引は認められません。

第2章 振込先指定方式

第2章 振込先指定方式

(旧第14条省略)

(第19条省略)

(申込方法)

(申込方法)

第15条 お客様は、所定の用紙に指定預金
口座及びその他必要事項を記載のうえ、署名、
押なつ（お届出印）（当社が特別に認めた場
合など該当ある場合に限ります。）し、これ
を提出することによって、この取引を申込み
ものとし、かつ当社が承諾した場合に限りこ
の方式を採用することができます。

第20条 お客様は、所定の方法により指定預
金口座及びその他必要事項を当社に届け出る
ものとします。

(指定預金口座の取扱い)

(指定預金口座の取扱い)

第16条 （第1項及び第2項省略）
3 前項にかかわらず、利金・分配金（以下
本章において「利金等」といいます。）につい
て「利金・収益分配金振込依頼書（振込口座
申込書）」等で振込先の預金口座を指定され
ている場合には、特にお客様からその旨の指
示がないときは利金等に限り従前のご指定に
よる口座を指定預金口座として取扱わせてい
たきます。

第21条 （第1項及び第2項省略）
（旧第3項削除）

(旧第17条省略)

(金銭の受渡清算方法の指示)

第18条 金銭の受渡清算方法については、お客様からその都度、本規定に基づく振込をするのか、その他の受渡清算方法によるのかを口頭、電話等でお客様ご自身からご指示いただきます。なお、上記の指示を受けたときは、当社は、所定の申込書等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

2 利金等についてはあらかじめ振込のご指示がある場合には、前項のご指示をいただかずに指定預金口座に振込みます。ただし、指定預金口座をお届出いただいたのちに、利金等をそれと異なる預金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その指定預金口座を当社所定の様式によって届け出ていただきます。

(受入書類等)

第19条 前条に基づき振込をする場合には、その都度の受領書等の受入は不要とします。

(手数料)

第20条 振込に係る手数料は、当社所定の額をお客様に負担していただくことがあります。

(契約の解除)

第21条 第42条の規定は、本章においてこれを準用します。

(免責事項)

第22条 第46条第2項及び第5項の規定は、本章においてこれを準用します。

(規定の変更)

第23条 第51条の規定は、本章においてこれを準用します。

(第22条省略)

(金銭の受渡清算方法の指示)

第23条 金銭の受渡清算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込をするのか、その他の受渡清算方法によるのかを当社所定の方法でお客様ご自身からご指示いただきます。なお、上記の指示を受けたときは、当社は、所定の方法によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

(旧第2項削除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(振込先指定方式の廃止)

第24条 当方式の廃止は、お客様又は当社のどちらか一方の申出により行うことができます。

(削 除)

第3章 保護預かり約款

(章全体を削除の上、新設の「2. 保護預かり約款」に移動・変更)

(この約款の趣旨)

第25条 この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預かりに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。なお、外国証券の保管については、外国証券取引約款の定めるところによります。

(「2. 保護預かり約款」第1条に移動)

(保護預かり証券)

第26条 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預かりします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預かりしないことがあります。

(「2. 保護預かり約款」第2条に移動)

2 当社は、前項によるほか、お預かりした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預かりします。

3 この約款に従ってお預かりした証券を、以下「保護預かり証券」といいます。

(保護預かり証券の保管方法及び保管場所)

第27条 当社は、保護預かり証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。

(「2. 保護預かり約款」第3条に移動)

- ① 保護預かり証券については、当社において安全確実に保管します。
- ② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る保護預かり証券については、決済会社で混蔵して保管します。
- ③ 保護預かり証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。

④ 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混蔵保管等に関する同意事項)

第28条 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① お預かりした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること
- ② 新たに証券をお預かりするとき又はお預かりしている証券を返還するときは、その証券のお預かり又はご返還については、同銘柄の証券をお預かりしている他のお客様と協議を要しないこと

(混蔵保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第29条 混蔵して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(共通番号の届出)

第30条 お客様は、番号法その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第31条 「保護預かり口座設定申込書」に押なつされた印影（当社が特別に認めた場合など該当ある場合に限りします。）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2 お客様が、法律により株券、協同組織金

(「2. 保護預かり約款」第4条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第5条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第6条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第6条の2に移動)

融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第48条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、在留カード等の書類をご提出願うことがあります。

（保護預かり証券の口座処理）

第32条 保護預かり証券は、すべて同一口座でお預かりします。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要ありと認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

（担保に係る処理）

第33条 お客様が保護預かり証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

（お客様への連絡事項）

第34条 当社は、保護預かり証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- ① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - ② 混蔵保管中の債券について第29条の規定に基づき決定された償還額
 - ③ 最終償還期限
 - ④ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、金商法第28条第8項第6号に

（「2．保護預かり約款」第7条に移動）

（「2．保護預かり約款」第8条に移動）

（「2．保護預かり約款」第9条に移動）

規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の業務部に直接ご連絡ください。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。））をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

4 当社は、第2項に定める残高照合のためのお客様へのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

- ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（名義書換等の手続きの代行等）

第35条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次

（「2. 保護預かり約款」第10条に移動）

ぎ等の手続きを代行します。

2 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

第36条 保護預かり証券の償還金（混蔵保管中の債券について第29条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

（「2. 保護預かり約款」第11条に移動）

(保護預かり証券等の市場替え)

第37条 保護預かりをしている上場証券（先物・オプションは除きます。）に市場替えが発生し、東京証券取引所以外に上場市場が変更される場合には、東京証券取引所の上場廃止までに当該証券については他の証券会社に保管替え（移管）を行っていただきます。この場合において、お客様が当社の定める期日までに保管替え（移管）を行わない場合には、当社は、当該証券の売り付けのお申込みがあったものとして、お客様の計算で売却することができるものとします。

（削 除）

(保護預かり証券等の返還)

第38条 保護預かり証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

（「2. 保護預かり約款」第12条に移動）

(保護預かり証券の返還に準ずる取扱い)

第39条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預かり証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

（「2. 保護預かり約款」第13条に移動）

- ① 保護預かり証券を売却される場合
- ② 保護預かり証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③ 当社が第36条により保護預かり証券の償還金の代理受領を行う場合

(届出事項の変更手続き)

第40条 お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）

（「2. 保護預かり約款」第14条に移動）

されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつ（該当ある場合に限ります。）してご提出ください。この場合「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提示願うことがあります。

2 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合（該当ある場合に限ります。）は、「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。

3 前二項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

4 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預かり証券の返還のご請求には応じません。

（保護預かり管理料）

第41条 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預かり証券の返還のご請求には応じないことがあります。

（解約）

第42条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- ① お客様から解約のお申出があった場合
- ② 保護預かり証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除きます。）
- ③ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、

（「2. 保護預かり約款」第14条に移動）

（「2. 保護預かり約款」第16条に移動）

当社が解約を申し出たとき

- ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥ お客様が海外に転居し、非居住者になった場合
- ⑦ お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
- ⑧ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(解約時の取扱い)

第43条 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預かり証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預かり証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

3 一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合において、保護預かり証券の残高がある場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

(公示催告等の調査等の免除)

第44条 当社は、保護預かり証券に係る公示催告の申立て、除権判定の確定、保護預かり株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第45条 法令の定めるところにより保護預かり証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(「2. 保護預かり約款」第17条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第18条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第19条に移動)

(免責事項)

第46条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預かり証券をご返還した場合
- ② 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預かり証券をご返還しなかった場合
- ③ 第34条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- ④ お預かり当初から保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- ⑤ 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求に係る保護預かり証券のご返還が遅延した場合

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第47条 有価証券の無券面化を柱とする社債等に関する法律(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「振替法」が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預かりしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の

(「2. 保護預かり約款」第20条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第21条に移動)

連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第48条 振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意をいただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第49条 振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けるこ

(削除・「2. 保護預かり約款」第22条に移動)

(「2. 保護預かり約款」第23条に移動)

ととする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ② 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

（振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

第50条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）」第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法の施行日（平成21年1月5日）。

（「2. 保護預かり約款」第24条に移動）

- 以下「施行日」といいます。）の所定の日前から施行日の前日までの間、原則として、株券等をお預かりしないこと及びお預かりした株券等を返還しないこと
- ② 施行日以後は、原則として、お預かりした株券等を返還しないこと。
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④ 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。また、お預かりしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること
- ⑤ 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構に定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること
- ⑥ 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預かり口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
- ⑦ お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
- ⑧ 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等に係る処理に利用すること
- ⑨ 施行日以降、当社は他の口座管理機関を通じて株券等の管理を行う場合があること

- ⑩ 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限り。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
- イ. 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- ロ. その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
- ハ. 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
- ニ. 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと
- ホ. 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
- ⑪ 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限り。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- ⑫ 当社は、施行日において、機構が定める

ところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること

- ⑬ 発行者に対する前二号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
- ⑭ 施行日前において、保護預かり株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること
- ⑮ 施行日前において、お客様へ保護預かり株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること
- ⑯ 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
- ⑰ 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

（この約款の変更）

第51条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（個人情報等の取扱い）

第52条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コン

（「2. 保護預かり約款」第26条に移動）

（「2. 保護預かり約款」第27条に移動）

プライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（「米国内国歳入法」第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第4章 注文の受託

（第53条省略）

（新 設）

（新 設）

第3章 注文の受託

（第24条省略）

（利用期間等）

第25条 お客様が本サービスを利用できる期間及び時間は、当社が定めるものとします。

（金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合）

第26条 金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となったすべての委託注文（特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含みます。）は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われないものとします。

(第54条及び第54条の2省略)

(受注できない場合)

第55条 募集又は売出しに係る有価証券の買付けのご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認ができなかったときは、ご注文はお受けできません。ただし、法令諸規則の規定により目論見書の交付が必要でない場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合以外にも、当社がご注文をお受けするのが適当ではないと判断したときには、ご注文をお受けしない場合があります。

(第56条省略)

(旧第55条から移動、変更)

2 前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除くすべての受付済み注文（期間指定注文を含みます。）を取消することができるものとします。当社が当該取消を行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。

- ① P T S（私設取引システム）を指定した注文
- ② 前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文
- ③ 単元未満株の注文

(第27条及び第28条省略)

(第30条に移動、変更)

(受注できない場合)

第30条 当社は、お客様の売買注文の内容が以下に掲げるいずれかに該当する場合は、当該売買注文の受託をいたしません。なお、売買注文の受託をしないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

- ① お客様の売買注文が、第6条第4項又は第18条及び「インターネット取引規程」第3条に定める事項のいずれかに反しているとき

- ② 買付けの取引注文の受付時に、「インターネット取引規程」第20条の定め反して、本口座において当社に支払うべき不足額があるとき
- ③ お客様の当社への届出事項に関して、第36条に定める事項に反して届出を怠ったとき
- ④ お客様の売買注文が、金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき
- ⑤ お客様の売買注文が、金融商品取引所等又は当社の売買規制に抵触するとき
- ⑥ お客様の売買注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断するとき
- ⑦ お客様の口座においてすでに執行された未精算の買付約定があり、当該約定と対当する売付注文となる時
- ⑧ お客様の売買注文が、金融商品取引所等が売買停止を行った場合に効力を失うことを条件とするとき
- ⑨ その他、当社が取引の健全性等に照らし不適当と判断するとき

第4章 報告・連絡

(取引のご報告)

第31条 当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面（取引報告書）を交付します（電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。）。

ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。

(取引残高報告書)

第32条 当社は、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のためお客様に交付します。お取引がない場合は、1年に1回

第5章 報告・連絡

(取引のご報告)

第57条 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書を交付します。（郵送又は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です。）

ただし、法令諸規則等の規定に基づき交付を行わない場合があります。

(取引残高報告書)

第58条 当社は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第98条第1項第3号の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残

高報告書を残高照合のためお客様に送付します。お取引がない場合は、1年に1回（信用取引、先物取引又はオプション取引の未決済建玉がある場合には2回）以上取引残高報告書をお客様には送付します。

2 当社から取引残高報告書を受領したお客様は、速やかにその内容をご確認ください。

3 （第3項省略）

（第59条省略）

第6章 法令等の遵守

（法令等の遵守）

第60条 お客様は、当社との間で行う取引に関し、金商法、関係諸法例、諸規則等及び当社の社内規程に従うものとします。

第7章 雑則

（第61条及び第62条省略）

（届出事項の変更）

第63条 お届出の印鑑、住所、氏名等の事項に変更があったときは、お客様は当社の所定の手続きに従って遅滞なく届出ていただきます。

2 前項の申出があったときは、当社は、戸籍抄本、住所、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。

3 印鑑を喪失されたためお届出の印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他当社

（信用取引、先物取引又はオプション取引の未決済建玉がある場合には2回）以上、取引残高報告書をお客様に交付します。

2 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領したお客様は、速やかにその内容をご確認ください。その際、記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合があります。

3 （第3項省略）

（第33条省略）

（削除）

（第18条へ移動）

第5章 雑則

（第34条及び第35条省略）

（届出事項の変更）

第36条 住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレス等の事項に変更があったとき又は日本国籍を有しないお客様について、在留期間の変更があった場合若しくは在留期間が満了した場合には、お客様は当社の所定の手続きに従って遅滞なく届出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。

3 第1項のお届出があった場合、当社は相当の手続きを完了した後でなければお預かり

が必要と認める書類を添えて当社所定の「届出書」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。なお、「印鑑証明書」のご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

(第4項新設)

4 (旧第4項省略)

(契約の解除)

第64条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

- ① お客様が、当社所定の方法により解約をお申出になったとき
- ② お客様が、本約款の変更に同意なさらないとき
- ③ お客様が、暴力団、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会理事会決議「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」及び同「暴力団、暴力団関係者との取引の抑制について」に基づき、当社が解約を申出たとき
- ④ お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき
- ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき。この場合、一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。
- ⑥ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- ⑦ お客様が海外に転居し、非居住者になっ

金および保護預かり有価証券の返還のご請求には応じられません。

4 当社は、お客様からの届出事項若しくはその変更についてお届出がない場合、お客様のお取引を制限し又は停止する場合があります。

5 (第5項省略)

(削 除)

た場合

- ⑧ お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合

(解約時の取扱い)

第65条 前条の契約の解除に基づき、各契約が解約となった場合のお手続きは、次の各号の通りとします。

- ① 各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お取扱店において、お預かりしている現金、有価証券等を返還します。
- ② お預かりしている有価証券のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客様の指示により、決済、換金したうえ、その代金を返却します。
- ③ 前条①から⑧の理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合、お客様が任意で売却ないし移管に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。

(新 設)

(新 設)

(第40条へ移動)

(通知の効力)

第37条 お客様の届出による住所、電話番号又はメールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものと取り扱うことができるものとします。

(個人のお客様が国内非居住者となる場合の取扱い)

第38条 個人のお客様が日本国内に住所を有しない者(以下「国内非居住者」といいます。)となる場合、お客様は当社が定める期日までに当社にその旨を届け出ることを要し、所定の届出があり当社が承認した場合に限り、お客様が国内非居住者になった後も口座解約せずに維持することができます。また、諸手続きによって費用が発生した場合は、お客様に実額をご負担いただきます。国内非居住者と

(新 設)

なった後、保有することができる商品又は継続することができる契約等は当社が定めるものとします。保有できない商品又は継続できない契約等については、国内非居住者となる旨の届出後に保有できない商品がある場合は、当社の任意でお客様の計算において売却します。国内非居住者となる旨の届出後に継続できない契約等がある場合は当社の任意で解約します。

(解約事由)

第39条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知、催告なく本約款に定める各契約は解約されるものとします。

- ① お客様が、当社所定の方法により解約をお申出になったとき
- ② お客様が、保護預り口座を解約したとき
- ③ お客様が、本約款又はその他の関係約款等に定める事項に違反したとき
- ④ お客様から所定の期日までに必要な代金又は料金等が支払われないとき
- ⑤ お客様が、届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
- ⑥ お客様が、国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなった又は5年を超えて国内非居住者となる見込みがあるとき
- ⑦ お客様が、本サービスを当社の定める期間内にご利用されなかったとき
- ⑧ お客様が、本約款又はその他の関係約款等の変更に同意なさないとき
- ⑨ お客様の売買注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相当の注意喚起をしたにもかかわらず是正されないとき
- ⑩ お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営に実質的に

関与していると認められる関係を有する者、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、又は、役員若しくは経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき

- ⑪ お客様が、当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき、若しくは風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき
- ⑫ お客様が、口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が確約を申し出たとき
- ⑬ 第5条第1項に基づく本人確認書類や追加の本人確認書類及び確認資料の提出依頼に対し、当社が定める期限までに応じていただけなかったとき又は本人確認書類、追加の本人確認書類及び確認資料に虚偽の内容が含まれていたとき
- ⑭ お客様の届出事項、お客様のお取引内容、当社からの連絡に対するお客様の回答その他諸般の事情を考慮して、お客様の口座が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
- ⑮ 不正な取引を行うことを目的としてサービスを利用したと当社が判断したとき、又は不正な取引を行ったと当社が判断したとき
- ⑯ 日本国籍を有しないお客様につき、当社に届けられた在留期間の満了日を経過したとき
- ⑰ お客様から、お客様の個人情報につき利用停止のお申出があったとき
- ⑱ 合理的な理由に基づき、当社が各契約又

(旧第65条から移動、変更)

はサービスの解約を申し出たとき

- ①9 お客様が、死亡（認定死亡又は失踪宣告により死亡とみなされた場合を含みます。）したとき又は意思能力を失ってその回復の見込みがないと客観的に判断できるとき
- ②0 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき。この場合、一定期間お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。
- ②1 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
- ②2 お客様が、海外に転居し、非居住者になった場合で当社が解約を申し出たとき
- ②3 お客様が、米国税法上、米国に納税義務のある者になった場合
- ②4 お客様が、当社が定期又は不定期に行う登録事項又は届出事項（住所・電話番号・メールアドレス等）の確認依頼に対して、当社の定める期限までに応じなかった場合

2 前項各号のほか、お客様が外国 P E P s に該当することが判明したときは、原則として、お客様の本約款に定める各契約は解約されるものとします。

3 本条により本約款に定める各契約が解約された場合、お客様と当社との間の信用取引口座設定契約、先物・オプション取引口座設定契約その他当社取扱商品に関するすべての取引口座設定契約が解約されるものとします。

（解約時の取扱い）

第40条 前条に基づき、各契約が解約となった場合のお手続きは、次の各号のとおりとします。

- ① 各契約が解約となった場合、当社所定の方法により、お預かりしている現金、有価証券等を返還します。
- ② お預かりしている有価証券のうち、本券

(免責事項) 第66条 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。 ① <u>当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害</u>	<u>による返却が困難なもの等については、お客様の指示により、決済、換金したうえで、その代金を返却します。</u> ③ <u>前条第1項各号に定める理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合、お客様が任意で売却ないし移管に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。</u> ④ <u>口座解約時において、口座内の残金が、別途当社が定める振込手数料を下回る場合には、残金を出金手数料の一部として充当し、送金額がないものとして解約手続きを行うものとします。</u> (免責事項) 第41条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。 ① <u>通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵若しくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合</u> ② <u>本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u> ③ <u>お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一致により当社が本人認証を行い取引注文の申込みを受け付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合</u> ④ <u>お客様の認証コード等の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するもので</u>
---	--

② 当社が第16条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ③ 当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は（該当ある場合、）印影が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害 ④ お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害 ⑤ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害 ⑥ 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害 ⑦ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 （第67条省略） （新 設）	<u>ない場合</u> ⑤ <u>お客様が入力された認証コードが一致しなかった等の理由から本人認証を行えず、取引が行えなかった場合</u> ⑥ <u>本約款第7条第2項、第30条、「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、若しくは無効とし若しくは執行せず、お取引を制限、変更、若しくは停止し、又はお預かりした金銭若しくは有価証券を返還しなかった場合</u> ⑦ 当社が、第21条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ⑧ 当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は（該当ある場合）、印影が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害 ⑨ お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害 ⑩ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害 ⑪ 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害 ⑫ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害 （第42条省略） <u>（合意管轄）</u> <u>第43条 お客様と当社との間のこの約款に関</u>
--	---

(本約款の変更)

第68条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときには改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その制定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱いします。

(旧第52条から移動、変更)

する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

(本約款の変更)

第44条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたとき若しくは当社が必要と判断したときは、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第45条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人

	又はその他の組織 ③ <u>F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u> 2 <u>お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に依じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・ 英数字全角／半角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：保護預かり約款	
改定前	改定後
<u>1. 証券総合取引約款</u> <u>第3章 保護預り約款</u>	「1. 証券総合取引約款」の「第3章 保護預り約款」から移動・新設 <u>2. 保護預かり約款</u> (削 除)

(旧第26条～第29条省略)

(共通番号の届出)

第30条 お客様は、番号法その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第31条 「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影（当社が特別に認めた場合など該当ある場合に限ります。）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2 (省 略)

(旧第32条及び第33条省略)

(お客様への連絡事項)

第34条 (第1項省略)

2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合の

(第1条～第5条省略)

(共通番号の届出)

第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第6条の2 「保護預かり口座設定申込書」に押なつされた印影（法人のみ）及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2 (省 略)

(第7条及び第8条省略)

(お客様への連絡事項)

第9条 (第1項省略)

2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のためのご報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社クライアントサービスに直接ご連絡ください。

ための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の業務部に直接ご連絡ください。

3 (省 略)

4 当社は、第2項に定める残高照合のためのお客様へのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

(あ①及び②省略)

(旧第35条及び第36条省略)

(保護預り証券等の市場替え)

第37条 保護預りをしている上場証券(先物・オプションは除きます。)に市場替えが発生し、東京証券取引所以外に上場市場が変更される場合には、東京証券取引所の上場廃止までに当該証券については他の証券会社に保管替え(移管)を行っていただきます。この場合において、お客様が当社の定める期日までに保管替え(移管)を行わない場合には当社は、当該証券の売り付けのお申込みがあったものとして、お客様の計算で売却することが出来るものとします。

(旧第38条及び第39条省略)

(届出事項の変更手続き)

第40条 お届出事項を変更(印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。)されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつ(該当ある場合に限りします。)してご提出ください。この場合「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提示願うことがあります。

2 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合(該当ある場合に限りします。)は、

3 (省 略)

4 当社は、第2項に定める残高照合のためのお客様へのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのお客様へのご報告を行わないことがあります。

(あ①及び②省略)

(第10条及び第11条省略)

(旧第37条削除)

(第12条及び第13条省略)

(届出事項の変更手続き)

第14条 お届出事項を変更されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提出いただくことがあります。

「印鑑証明書」その他当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつしてご提出ください。

3 前二項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。

4 前各項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(第41条～第45条省略)

(免責事項)

第46条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預り証券をご返還した場合
- ② 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため(印鑑の届出がある場合に限ります。)、保護預り証券をご返還しなかった場合

(③～⑤省略)

(旧第47条～第49条省略)

(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

第50条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。)」第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いた

2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(第15条～第19条省略)

(免責事項)

第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(ア)当社が、当社所定の手続きにおいて、不備がないものと認め、保護預り証券をご返還した場合

(イ)当社が、当社所定の手続きにおいて、不備があると当社が認めたため、保護預り証券をご返還しなかった場合

(③～⑤省略)

(第21条～第23条省略)

(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

第24条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。)」第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第17号までに掲げる事項につき、ご同意いただい

だいたいのものとして取り扱います。 (①～⑧省略) ⑨ 施行日以降、当社は<u>他の口座管理機関を通じて株券等の管理を行う</u>場合があること (⑩～⑰省略) (新 設) (この約款の変更) 第51条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定</u>されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知</u>します。 (個人情報等の取扱い) 第52条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の（１）、（２）又は（３）に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。	たものとして取り扱います。 (①～⑧省略) ⑨ 施行日以降、当社は<u>間接口座管理機関となる</u>場合があること (⑩～⑰省略) (合意管轄) <u>第25条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u> (本約款の変更) 第26条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、<u>変更</u>されることがあります。<u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知</u>します。 (個人情報等の取扱い) 第27条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイトに</u> <u>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_re</u>
---	--

(あ①～③省略) (第2項新設)	<u>port.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u> (あ①～③省略) <u>2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に依じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> ・有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他のほかの手続を行う場合 ・当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英数字全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：外国証券取引口座約款	
改定前	改定後
<u>2. 外国証券取引口座約款</u> (約款の趣旨) 第1条 (第1項省略) 2 お客様は、外国株券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国	<u>3. 外国証券取引口座約款</u> (約款の趣旨) 第1条 (第1項省略) 2 お客様は、外国株券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国

内委託取引」といいます。) 、外国証券の売買注文を我が国以外<u>の金融商品取引所市場</u> (店頭市場を含みます。以下同じ。) に取り次ぐ取引 (以下「外国取引」といいます。) 及び外国証券の国内における店頭取引 (以下「国内店頭取引」といいます。) 並びに外国証券の当社への保管 ((当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利 (以下「みなし外国証券」といいます。) である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。) の委任については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引 (外国株式信用取引 (金商法156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者 (金商法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいう。) から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいう。) を除く。) に係る売買及び信用取引 (外国株式信用取引を除く。) により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 (外国株券の混蔵寄託等) 第4条 (第1項～第3項省略) 4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国株券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払う<u>ことを求めることができる</u>ものとします。	内委託取引」といいます。) 、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引 (以下「外国取引」といいます。) 及び外国証券の国内における店頭取引 (以下「国内店頭取引」といいます。) 並びに外国証券の当社への保管 ((当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利 (以下「みなし外国証券」といいます。) である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。) の委任については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引 (外国株式信用取引 (<u>金融商品取引法</u> (以下「<u>金商法</u>」) といいます。) 第156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者 (金商法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方を<u>いいます</u>。) から当社又はお客様が信用の供与を受けないものを<u>いいます</u>。) を除きます。) に係る売買及び信用取引 (外国株式信用取引を除きます。) により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 (外国株券の混合寄託等) 第4条 (第1項～第3項省略) 4 お客様は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国株券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
---	---

(上場廃止の場合の措置) 第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。 (第2項及び第3項新設) 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。 (<u>金銭配当及び株式配当以外のその他の権利の処理</u>) 第8条 寄託証券等に係る<u>金銭配当及び株式配当以外のその他の権利の処理</u>は、次の各号に定めるところによります。 ① 株式併合(合併)、発行会社の倒産、スピンオフ、上場廃止、ISIN番号変更、発行会社の商号変更、ライツ・イシュー(新株予約権等)が付与される場合は、お客様は当該権利を行使す	(上場廃止の場合の措置) 第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。<u>ただし、米国市場に上場する株式・ETF・ADR等については当社が定める「米国株式取引ルール」に準じた対応を行います。</u> 2 <u>上場廃止となる寄託証券等について、当社が前項の取り扱いが不可能又は困難であると判断するときは、当社はお客様が権利を有する当該寄託証券等を任意の条件でお客様の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該取引所における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとします。</u> 3 <u>前二項に基づき、寄託証券等を振替、交付又は売却等の手続きを行う際は、当社は、前項の売却に要した実費をお客様に請求することができるものとします。</u> 4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。</u> (<u>新株予約権等その他の権利の処理</u>) 第8条 寄託証券等に係る<u>新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)</u>その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ① 株式併合(合併)、発行会社の倒産、スピンオフ、上場廃止、ISIN番号変更、発行会社の商号変更、ライツ・イシュー(新株予約権等)が付与される場合は、お客様は当該権利を行使することはできません。次の<u>イ</u>又は<u>ロ</u>に定めるところにより、取り
--	---

ることはできません。次の<u>a</u>又は<u>b</u>に定めるところにより、取り扱います。 <u>a)</u> 上記のコーポレイト・アクションについては、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。 <u>b)</u> 上記のコーポレイト・アクションについて、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。 ① 前号に掲げたコーポレイト・アクション以外のコーポレイト・アクション(テンダー・オファーを含みますが、これに限りません)が実施される場合、お客様にて当該コーポレイト・アクション実施の有無をご確認いただくこととなりますが、当該コーポレイト・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。<u>従いまして</u>、必要がある場合には、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。	扱います。 <u>イ.</u> 上記のコーポレイト・アクションについては、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。<u>ただし、反対売買が行えない場合があります。</u> <u>ロ.</u> 上記のコーポレイト・アクションについて、当社のホームページ上で確認した上で、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合(及び反対売買が行えない場合)には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。 ② <u>株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有する者を含みます。)</u>により割り当てられた新株式は、<u>決済会社が受領し、当社を通じお客様に支払います。ただし、小数点第6位以下の端数の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。</u>前号に掲げたコーポレイト・アクション以外のコーポレイト・アクション(テンダー・オファーを含みますが、これに限りません。)が実施される場合、お客様にて当該コーポレイト・アクション実施の有無をご確認いただくこととなりますが、当該コーポレイト・アクションへの応諾の申し込みを行うことはできません。<u>したがって</u>、必要がある場合には、当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買を行うものとします。当該コーポレイト・アクションが実施されるまでに、お客様にて反対売買が行われない場合には、お客様の権利行使が行われていない状態のままで、引き続き、現地保管機関にて保管又は管理を行うものとします。
---	---

(③～⑥省略) (注文の執行及び処理) 第13条 <u>申込者</u>の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 (①～④省略) ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>申込者宛てに契約締結時交付書面等</u>を送付（電子的な交付を含みます。以下同じ。）します。 (選別基準に適合しなくなった場合の処理) 第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。 (第2項及び第3項新設) (外国証券に関する権利の処理) 第17条 (第1項省略) (第2項新設)	(③～⑥省略) (注文の執行及び処理) 第13条 <u>お客様</u>の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 (①～④省略) ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく<u>お客様あてに契約締結時等交付書面（取引報告書）</u>等を送付（電子的な交付を含みます。以下同じ。）します。 (選別基準に適合しなくなった場合の処理) 第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。 <u>2 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は申込者が権利を有する当該外国証券を申込者の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に申込者に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。</u> <u>3 当社は、前項の売却に要した実費を申込者に請求することができるものとします。</u> (外国証券に関する権利の処理) 第17条 (第1項省略) <u>2 第1項各号の配当金及び売却代金等（以下、本条において「配当金等」といいます。）の支払いは、当社の定める通貨により行います。ただし円未満の端数の額については、支払いません。</u> (外国株式信用取引の注文の執行及び処理)
--	--

(外国株式信用取引の注文の執行及び処理) 第29条 第13条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。 (①・②省略) ③ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく、<u>契約締結時交付書面</u>等を、金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとし、お客様はこれを<u>予め</u>承諾します。 (取引残高報告書の交付) 第36条 (第1項省略) 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (第3項省略) (第4項新設) (第37条新設) (届出事項)	第29条 第13条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。 (①・②省略) ③ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく、<u>契約締結時等交付書面</u>(取引報告書)等を、金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとし、お客様はこれを<u>あらかじめ</u>承諾します。 (取引残高報告書の交付) 第36条 (第1項省略) 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時等交付書面</u>(取引報告書)を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (第3項省略) <u>4 前3項の報告書については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。</u> (共通番号の届出) 第37条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (届出事項) 第37条の2 お客様は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、印鑑(法人のみ)及び共通
--	--

第37条 <u>申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</u> （届出事項の変更届出） 第38条 <u>申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</u> （第2項新設） （口座管理料） 第41条 （第1項省略） （第2項～第4項新設） （契約の解除） 第42条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 （①新設） （①～⑥省略） （第2項省略） （準拠法及び合意管轄） 第46条 （第1項省略） 2 <u>申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として指定する</u>	番号等を当社所定の<u>方法</u>により当社に届け出るものとします。 （届出事項の変更届出） 第38条 <u>お届出事項を変更されるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等の当社所定の本人確認書類をご提示願うことがあります。</u> 2 <u>前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預かり証券の返還のご請求には応じません。</u> （口座管理料） 第41条 （第1項省略） 2 <u>当社は、前項の場合、売却代金等の預りがあるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、お預り証券の返還のご請求のほか、当社サービスのご利用を制限する場合があります。</u> 3 <u>当社は、お客様の取引状況や形態によっては、口座管理料を免除することができます。</u> 4 <u>口座管理料は、経済情勢その他の事情により改定することがあります。</u> （契約の解除） 第42条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ① <u>理由の如何を問わず、お客様の当社においての証券総合口座が廃止されたとき</u> （①～⑥省略） （第2項省略） （準拠法及び合意管轄） 第46条 （第1項省略） 2 <u>お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として指定するものとします。</u>
--	---

ものとします。 (約款の変更) 第47条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定</u>されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、</u>ウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 (個人データの第三者提供に関する同意) 第48条 (第1項省略) 2 <u>申込者</u>は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が、<u>申込者</u>について外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 (①～③省略)	(本約款の変更) 第47条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、<u>変更</u>されることがあります。<u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知</u>します。 (個人データの第三者提供に関する同意) 第48条 (第1項省略) 2 <u>お客様</u>は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社が、<u>お客様</u>について外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。 (①～③省略)
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英数字全角／半角統一 ・軽微な日本語表記の見直し ・明確な誤記載の修正

書面名：インターネット取引規程	
改定前	改定後
11. インターネット取引規程 (本サービスの利用条件) 第5条 お客様が次の各号の<u>全て</u>に該当する場合、この規程に基づき本サービスがご利用いただけます。 (①・②新設) (①～⑦省略) (第2項及び第3項省略) (取引の有効期限) 第12条 (第1項省略) (第2項～第4項新設) (新 設)	4. インターネット取引規程 (本サービスの利用条件) 第5条 お客様が、次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合、この規程に基づき本サービスがご利用いただけます。 ① <u>口座開設申込み時の年齢で満18歳以上かつ満75歳未満の場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合</u> ② <u>国内に居住する者である場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合</u> (③～⑨省略) (第2項及び第3項省略) (取引の有効期限) 第12条 (第1項省略) <u>2 株式の注文において、配当落ち及び権利落ちがある場合、当該株式の売買注文の有効期間は権利付き最終日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</u> <u>3 株式の注文において、当該株式の上場又は登録されている市場の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</u> <u>4 株式の注文において、当該株式について単元株数の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。</u> (取引回数の範囲) 第13条 <u>金融商品取引所等において売買取引が行われる日において同一銘柄の売買注文を受付ける回数は、当社が別途定める回数の範囲内とします。</u>

(執行) 第16条 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、<u>第14条に定める注文の受付後速やかに、第12条に定めた期限までに執行します。</u> 2 当社は、売買注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行を行いません。 ① お客様が入力された売買注文の内容が、第2条、第9条、第10条及び第11条のいずれかに反している場合 ② お客様の口座に立替金がある場合、信用取引又は発行日決済取引の委託保証金及び国債先物取引、株式先物取引、オプション取引等の委託保証金が不足する場合 ③ お客様の取引が差金決済取引となる場合 ④ お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 ⑤ お客様の売買注文内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 ⑥ その他当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合 (第3項新設)	(執行) 第17条 当社が本サービスを利用して受け付けた売買注文は、<u>法令諸規則及び各商品の約款等に従い、当社が第15条に定める注文の受付後速やかに、相当の期間内の最初に可能になるときに執行します。</u> 2 当社は、売買注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行を行いません。<u>なお、売買注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。</u> ① お客様が入力された売買注文の内容が、第2条、第9条、第10条及び第11条のいずれかに反している場合 ② お客様の口座に立替金がある場合、信用取引又は発行日決済取引の委託保証金及び国債先物取引、株式先物取引、オプション取引等の委託保証金が不足する場合 ③ お客様の取引が差金決済取引となる場合 ④ お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合 ⑤ <u>お客様の売買注文が、当社の定めるところにより失効した場合</u> ⑥ お客様の売買注文内容が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合 ⑦ <u>お客様の売買注文が、いわゆる空売り規制、インサイダー取引等の法令等に違反する場合</u> ⑧ <u>お客様について支払の停止、もしくは破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合、又はお客様が手形交換所の取引停止処分を受けたことを当社が把握した場合</u> ⑨ <u>お客様の本口座に対する仮差押え、保全差押え又は差押えの命令が発せられたことを当社が把握した場合</u> ⑩ その他当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合 3 <u>お客様が第12条の範囲内で、有効期間を</u>
---	--

	<u>指定して株式の売買注文を入力した場合で、当該注文が一部出来となったとき（注文の一部についてのみ取引が成立した場合）は、有効期間中であっても、その残りの注文は執行されません。</u>
（新 設）	<u>（障害発生時の対応）</u> <u>第18条 当社は、システム障害をはじめとするお客様のお取引に支障をきたす事象を検知した場合、発生事象に応じて、プッシュ通知・ご登録の電子メール・当社ウェブページ等を通じ、代替手段の有無・回復の見込み・補償対象の是非について可能な限りの告知を行うこととします。</u>
（注文の照会及び約定連絡） 第17条 （第1項及び第2項省略） （第3項新設）	（注文の照会及び約定連絡） 第19条 （第1項及び第2項省略） <u>3 当社は、原則として、取引報告書及び本サービスの照会以外でお客様に取引注文の結果等をご連絡することはありません。</u>
（金銭の受渡清算方法） 第20条 お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱い、証券総合取引約款第14条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求にかかる当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。	（金銭の受渡精算方法） 第22条 お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱い、証券総合取引約款第19条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求に係る当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。なお、本引出請求における金額の変更及び取消しのご請求は、当社が別途定める時間内に、お客様が当社に申し出るものとします。
（第28条新設）	<u>（サービス利用の制限等）</u> <u>第28条 お客様が当社役職員に対して、暴言、誹謗、中傷、威圧的もしくは脅迫的な言動又は不当な要求を行った場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中止すること、又は及び、お客様による本サービスのご利用を制限し又は停止することができます。お客様がSNS又は掲示板サイト等を利用し、当社もしくは当社の役職員への誹謗、中傷又は当社もしくは当社の役職員の名誉もしくは信用を毀損する内</u>

(免責事項) 第27条 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。 ① 通信機器、通信回線、インターネットもしくはコンピューター等の障害、もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、誤謬、欠陥、誤動作、不能、その他一切の不具合等 ② 本サービスで提供する情報の伝達遅延、誤謬、欠陥、コンピューター及び本サービスの利用に必要なソフトウェアの誤動作、その他一切の不具合が生じた場合で、当社又は金融商品取引所等の故意又は重大な過失に起因しない場合 (第3項新設) ③ 本サービスの利用に際し、お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認	容の書き込み等を行った場合も同様とします。 2 お客様が本サービスの内容又はその利用方法に関して誤解又は理解不足があり、当社又は当社の役職員の十分な説明にもかかわらず誤解又は理解不足が解消される見込みがないと当社が判断した場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中断もしくは中止すること、又は及び、お客様による本サービスのご利用を制限もしくは停止することができます。なお、案内開始から所定の時間が経過した場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中断又は中止させていただく場合があります。 (免責事項) 第29条 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。 ① 通信機器、通信回線、インターネットもしくはコンピューター等の障害、もしくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入、情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、誤謬、欠陥、誤動作、不能、その他一切の不具合等 ② 本サービスで提供する情報の伝達遅延、誤謬、欠陥、コンピューター及び本サービスの利用に必要なソフトウェアの誤動作、その他一切の不具合が生じた場合で、当社又は金融商品取引所等の故意又は重大な過失に起因しない場合 ③ <u>お客様のユーザーID、パスワード、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用(インターネット通信回線、コンピューター等のシステム機器を介したもの等を含みます。)</u>されたことにより生じた損害で、<u>当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u> ④ 本サービスの利用に際し、お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等があらかじめ当社に届け出されているものと一致することを確認
---	---

して行った取引注文 ④ パスワード等の盗用等による不正使用があった場合 ⑤ 金融商品取引所等が本サービスで提供する情報内容の全部又は一部について、公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している場合又は阻害する<u>恐れ</u>があると判断し、提供する情報内容の全部又は一部の変更もしくは中止を行った場合 ⑥ お客様が本サービスを利用して行われた売買注文の取り消し等を申し込まれたにもかかわらず、当該取り消しの対象となる元の注文が金融商品取引所等で執行され取引が成立したため、当該取引の取り消し等が行えなかったことにより損害が生じた場合 ⑦ 第16条第2項、第21条、第23条、第26条に該当する場合 ⑧ 注文受付後、相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、市場価格の著しい変動等により損害が生じた場合 ⑨ お客様による本サービスの内容又は利用方法に誤解又は理解不足による場合 ⑩ 天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託の手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合 ⑪ その他、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合 (第30条新設) (第31条新設)	して行われた取引 ⑤ パスワード等の盗用等による不正使用があった場合 ⑥ 金融商品取引所等が本サービスで提供する情報内容の全部又は一部について、公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している場合、又は阻害する<u>おそれ</u>があると判断し、提供する情報内容の全部又は一部の変更もしくは中止を行った場合 ⑦ お客様が本サービスを利用して行われた売買注文の取り消し等を申し込まれたにもかかわらず、当該取り消しの対象となる元の注文が金融商品取引所等で執行され取引が成立したため、当該取引の取り消し等が行えなかったことにより損害が生じた場合 ⑧ 第16条第2項、第21条、第23条、<u>第25条</u>に該当する場合 ⑨ 注文受付後、相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、市場価格の著しい変動等により損害が生じた場合 ⑩ お客様による本サービスの内容又は利用方法に<u>関する</u>誤解又は理解不足による場合 ⑪ 天変地異、政変、外貨事情の急変、又は経済情勢の激変に伴う国内外の市場の閉鎖等、不可抗力による取引及び受け渡し、有価証券の預託の手続き等の遅延、又は不能等により損害が生じた場合 ⑫ その他、当社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合 <u>(合意管轄)</u> <u>第30条 お客様と当社との間の本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u> <u>(本規程の変更)</u> <u>第31条 本規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更がされたときもしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。</u>
--	---

(第32条新設)	変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 <u>(個人情報等の取扱い)</u> 第32条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規程の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） 2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に依りて必要な
-----------------	--

	<u>範囲のものをいう。)</u>が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この規程の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ・有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他のほかの手続を行う場合 ・当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：米国株式24時間取引約款	
改定前	改定後
3. 米国株式24時間取引説明書 (新 設) (本約款条項の変更) 第15条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、<u>金融商品取引所</u>又は協会が定める諸規則の変更がされたとき若しくは当社が必要と判断したときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに	5. 米国株式24時間取引約款 (合意管轄) 第15条 <u>お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u> (本約款の変更) 第16条 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は<u>日本証券業協会</u>が定める諸規則の変更がされたとき<u>も</u>しくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに<u>ウィブル証券アプリ、インターネット</u>又はその他相当の方法により周知します。

インターネット又はその他相当の方法により周知します。 (第17条新設)	<u>(個人情報等の取扱い)</u> <u>第17条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト</u> <u>(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u> ④ <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> ⑤ <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> ⑥ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u> <u>2 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に应じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個</u>
---	--

	<u>人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他のほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英数字の全角／半角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：米国株式24時間取引説明書	
改定前	改定後
4. 米国株式24時間取引説明書	6. 米国株式24時間取引説明書 軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英数字の全角／半角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款	
改定前	改定後
（新 設）	7. 外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款
書面名：株式等振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
5. 株式等振替決済口座管理約款	8. 株式等振替決済口座管理約款

第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。 2 (省 略) (振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い) 第19条 (第1項及び第2項省略) <u>3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</u> (個別株主通知の取扱い) 第22条 (第1項省略) (第2項及び第3項新設) <u>(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)</u> 第36条 当社は、当社が複数の直近上位機	第12条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。<u>また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</u> 2 (省 略) (振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い) 第19条 (第1項及び第2項省略) (旧第3項削除) (個別株主通知の取扱い) 第22条 (第1項省略) <u>2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u> <u>3 前二項の場合は、所定の手続料をいただきます。</u> (旧第36条削除)
---	---

<u>関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</u> ① <u>銘柄名称</u> ② <u>当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）</u> ③ <u>同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量</u> （振替法の施行に向けた手続き等に関する同意） 第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 （①省略） ② 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同	（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意） 第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 （①省略） ② 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同
--	--

意いただいたものとして取り扱うこと。 (イ～ホ省略) へ. <u>振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。</u> (③省略) ④ <u>当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。</u> ⑤ (省 略) (第42条新設) (この約款の変更) 第43条 <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> (個人情報等の取扱い) 第44条 (第1項省略) 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当	意いただいたものとして取り扱うこと。 (イ～ホ省略) (旧へ削除) (③省略) (旧④削除) ④ (省 略) (合意管轄) 第42条 <u>お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。</u> (本約款の変更) 第43条 <u>本約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> (個人情報等の取扱い) 第44条 (第1項省略) 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当
--	--

局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 (①～③省略) (第3項新設)	局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。 (①～③省略) 3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に依じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 ・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他の手続を行う場合 ・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英字全角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款	
改定前	改定後

6. 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款 (約款の趣旨) 第1条 (第1項省略) <u>2 当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約及び上場株式等信用取引等契約(第4条に規定する特定信用取引等勘定の申込をしていないお客様については、前者の契約のみとし、同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないものとします。)並びに上場株式配当等受領委任契約(第2条第2項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。)をお客様と締結します。</u> (合意管轄) 第15条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。 (約款の変更) 第16条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> (第17条新設)	9. 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款 (約款の趣旨) 第1条 (第1項省略) (旧第2項削除) (合意管轄) 第15条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。 (本約款の変更) 第16条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>並びに振替機関の指示、又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくは当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> <u>(個人情報等の取扱い)</u> <u>第17条 お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行</u>
---	---

	者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。） 3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に応じた必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合
--	---

	に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他のほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英数字全角／半角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：特定管理口座約款	
改定前	改定後
7. 特定管理口座約款 (合意管轄) 第8条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、<u>当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるもの</u>とします。 (約款の変更) 第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、</u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。<u>改定</u>を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。	10. 特定管理口座約款 (合意管轄) 第8条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、<u>東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属の管轄裁判所</u>とします。 (約款の変更) 第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには民法第548条の4の規定に基づき<u>変更</u>されることがあります。<u>変更</u>を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(第10条新設)	<u>(個人情報等の取扱い)</u> <u>第10条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> <u>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</u> <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u> <u>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> <u>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> <u>③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び</u>
-----------------	---

	<u>第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)</u> <u>3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に应じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> <u>・ 有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他のほかの手続を行う場合</u> <u>・ 当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英数字全角／半角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	
改定前	改定後
8. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 （合意管轄） 第7条 お客様と当社との間<u>のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるもの</u>とします。 （約款の変更）	11. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 （合意管轄） 第7条 お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、<u>東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするもの</u>とします。 （約款の変更）

第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 (第9条新設)	第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 <u>(個人情報等の取扱い)</u> 第9条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。 なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置
--	--

	をすべて講じています。 ① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> ② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> ③ <u>F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u> 3 <u>お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に应じて必要な範囲のものをいう。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他のほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英字全角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：外国為替取引約款	
改定前	改定後
9. 外国為替取引約款	12. 外国為替取引約款

(免責事項) 第11条 次の各号に掲げる損害については、<u>当社は免責されることとします。</u> (①～⑩新設)	(免責事項) 第11条 <u>当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</u> ① <u>通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合</u> ② <u>本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u> ③ <u>お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一致により当社が本人認証を行い取引注文の申込みを受け付け、当社が受託したうえで取引が行われた場合</u> ④ <u>お客様の認証コード等の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</u> ⑤ <u>お客様が入力された認証コードが一致しなかった等の理由から本人認証を行えず、取引が行えなかった場合</u> ⑥ <u>証券総合取引約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、もしくは無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合</u> ⑦ <u>当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害</u> ⑧ <u>当社が、証券総合取引約款第19条により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</u> ⑨ <u>当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は(該当ある場合、)印影</u>
---	--

① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、<u>金融市場（証券取引に係る市場及び外国為替市場を含みますが、これに限られません。次号において同じ。）の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、受渡し、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u> ② <u>金融市場の閉鎖・混乱等の理由により、当社が外国為替取引に応じられないこと</u> <u>によって生じた損害</u> ③ <u>国内の休日又は当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じられないこと</u> <u>により生じた損害</u> ④ <u>国内の休日又は当社の取扱時間外のために、外国為替取引に係る諸通知が遅延した</u> <u>ことにより生じた損害</u> ⑤ 電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害 ⑥ <u>第9条の事由により当社が臨機の措置をした場合に生じた損害</u> (⑬新設) (第12条～第14条新設)	<u>が届出印鑑と相違するため、お預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害</u> ⑩ <u>お預かり当初から、保護預かり証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害</u> ⑪ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、<u>売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等</u>が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害 (旧②～④削除) ⑫ 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害 (旧⑨削除) ⑬ <u>ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u> <u>(合意管轄)</u> 第12条 <u>お客様と当社との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。</u>
---	--

	<u>(本約款の変更)</u> <u>第13条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更もしくはその他当社が必要と判断したときには、変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウィブル証券アプリ、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> <u>(個人情報等の取扱い)</u> <u>第14条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> <u>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する可能性がある」と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取扱います。</u> <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン</u>
--	---

	<u>8 原則に対応する個人情報保護のための措置をすべて講じています。</u> ① <u>米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> ② <u>米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> ③ <u>FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第1471条及び第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u> <u>3 お客様の個人データ（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第6項に規定する個人データであって当該お客様の住所、氏名、所有する外国証券等の数量その他当該各号に掲げる場合に依じて必要な範囲のものをいいます。）が、以下に掲げる場合に、以下に定める者へ提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人データが以下に定める者へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> ・ <u>有価証券信託受益権証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等において当該外国株券等に係る配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用、還付その他のほかの手続を行う場合</u> ・ <u>当該外国株券等の発行者が所在する国等の税務当局、当該外国株券等に係る現地保管機関、当該有価証券信託受益権証券の発行者及び受託者</u>
	その他の軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英字全角統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：法人口座取扱規程	
改定前	改定後
(新 設)	13. 法人口座取扱規程

書面名：クイック入金サービス利用規程	
改定前	改定後
11. クイック入金サービス利用規程	14. クイック入金サービス利用規程 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英数字の全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
12. 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	15. 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面） 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	
改定前	改定後
13. 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	16. 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明最良執行方針 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英数字全角／半角統一 ・微細な日本語表記の見直し ・明確な誤記載の修正
書面名：投資に係る手数料等及びリスクについて	
改定前	改定後
	17. 投資に係る手数料等及びリスクについて

14. 投資にかかると手数料等及びリスクについて	軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：投資勧誘方針	
改定前	改定後
15. 投資勧誘方針	18. 投資勧誘方針 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：プライバシーポリシー	
改定前	改定後
16. 個人情報保護方針	19. プライバシーポリシー 軽微な変更は以下のとおり。 ・文書名変更 ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：	
改定前	改定後
17. 最良執行方針	20. 最良執行方針 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英字全角統一 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：重要事項の説明	
改定前	改定後
	21. 重要事項の説明

18. 金融サービスの提供に関する法律に基づく重要事項の説明	軽微な変更は以下のとおり。 ・ 文書名変更 ・ 通番変更 ・ 微細な日本語表記の見直し ・ 英数字の全角／半角統一
書面名：内部者登録制度について	
改定前	改定後
19. 内部者登録制度について	22. 内部者登録制度について 軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：外国PEPsに関する説明書	
改定前	改定後
20. 外国PEPsに関する説明書	23. 外国PEPsに関する説明書 軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 英数字全角／半角の統一 ・ 微細な日本語表記の見直し
書面名：特定口座開設届出（兼特定管理口座開設届出兼特定口座源泉徴収選択届出兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出）についての説明書	
改定前	改定後
22. 特定口座開設届出（兼特定管理口座開設届出兼特定口座源泉徴収選択届出兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出）についての説明書	24. 特定口座開設届出（兼特定管理口座開設届出兼特定口座源泉徴収選択届出兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出）についての説明書 軽微な変更は以下のとおり。 ・ 通番変更 ・ 数字の半角及び全角統一 ・ 「ですます調」への統一

書面名：倫理コード	
改定前	改定後
23. 倫理コード	25. 倫理コード 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・「 」を半角から全角に変更
書面名：利益相反管理方針	
改定前	改定後
24. 利益相反管理方針	26. 利益相反管理方針 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・微細な日本語表記の見直し
書面名：反社会的勢力への対応に係る基本方針	
改定前	改定後
25. 反社会的勢力への対応に係る基本方針	27. 反社会的勢力への対応に係る基本方針 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更
書面名：重要情報シート（金融事業者編）	
改定前	改定後
26. 重要情報シート（金融事業者編）	28. 重要情報シート（金融事業者編） 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英数字全角への統一
書面名：金融ADR制度に関するご案内	
改定前	改定後

27. 金融ADR制度に関するご案内	29. 金融ADR制度に関するご案内 軽微な変更は以下のとおり。 ・通番変更 ・英字及び数字の半角、全角を統一
--------------------	--

■改定日：2025年3月3日

書面名：4. 米国株式24時間取引説明書	
改定前	改定後
7. 値幅制限と約定日 ①値幅制限…当該ATSのルールに準じて次の制限値幅が適用されます。 前営業日19:30の価額から上下20%以内 ただし、上記にかかわらず米国における注文委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。	7. 値幅制限と約定日 ①値幅制限…当該ATSのルールに準じて <u>米国における注文受託先が定める次の制限値幅が原則として適用されます。</u> 前営業日19:30の価額から上下20%以内 <u>ただし、米国における注文受託先が定める値幅制限は変動する場合があります、上記の値幅制限を超える注文を受託した場合にも、発注時において米国における注文受託先が定める値幅制限の範囲で注文をお受けする場合があります。</u>

■改定日：2024年12月14日

書面名：13. 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面） 【別紙】手数料一覧	
改定前	改定後
3. お振込み手数料 （途中省略） ・円出金時（通常振込）の手数料…お客様負担となります。 ➤ 三菱UFJ銀行へ3万円未満の振込み：110円 ➤ 三菱UFJ銀行へ3万円以上の振込み：275円 ➤ それ以外の銀行へ3万円未満の振込み：330円 ➤ それ以外の銀行へ3万円以上の振込み：550円	3. お振込み手数料 （途中省略） ・円出金時（通常振込）の手数料…お客様負担となります。 ➤ 三菱UFJ銀行へ3万円未満の振込み：110円 ➤ 三菱UFJ銀行へ3万円以上の振込み： <u>110円</u> ➤ それ以外の銀行へ3万円未満の振込み：330円 ➤ それ以外の銀行へ3万円以上の振込み： <u>440円</u>

■改定日：2024年11月29日

書面名：13. 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後

<u>当社の概要</u> 商 号 等 ウィブル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第 48 号 本 店 所 在 地 〒104-0061 東京都中 央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9階 加 入 協 会 日本証券業協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資 本 金 9 億 3,848 万円（令 和 4 年 9 月 21 日現在） （以下省略）	<u>当社の概要</u> 商 号 等 ウィブル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第 48 号 本 店 所 在 地 〒104-0061 東京都中 央区銀座6-10-1 GINZA SIX 9階 加 入 協 会 日本証券業協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資 本 金 9 億 3,848 万円 <u>（2023 年 12 月 31 日現在）</u> （以下省略）
--	--

■改定日：2024 年 11 月 27 日

書面名：4. 米国株式24時間取引説明書	
改定前	改定後
7. 値幅制限と約定日 ①値幅制限…当該ATSのルールに準じて次の制限値幅が適用されます。 前営業日19:30の価額から上下20%以内 （新設） （以下省略）	7. 値幅制限と約定日 ①値幅制限…当該ATSのルールに準じて次の制限値幅が適用されます。 前営業日19:30の価額から上下20%以内 <u>ただし、上記にかかわらず米国における注文委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。</u> （以下省略）
書面名：13. 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
<u>現地注文委託先</u> 米国株式につきましては、現地注文委託先であるWebull Financial LLCにお客様の注文をお取次ぎいたします。 （新設）	<u>現地注文委託先</u> 米国株式につきましては、現地注文委託先であるWebull Financial LLCにお客様の注文をお取次ぎいたします。 <u>ただし、米国における注文委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。</u>

■改定日：2024 年 8 月 7 日

書面名：7. 特定管理口座約款

改定前	改定後
(特定管理口座の開設) 第2条 当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。 (特定管理口座における保管の委託) 第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が、上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き当該特定管理口座において行います。	(特定管理口座の開設) 第2条 お客様が、当社に特定口座を開設された場合、同時に特定管理口座も開設されます。 (特定管理口座における保管の委託) 第3条 当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が、上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き当該特定管理口座において行います。
書面名：11. インターネット取引規程	
改定前	改定後
(新設)	(外貨建てMMFとの連携) 第20条の2 お客様が本サービスを利用して、外国証券取引口座（ただし外国株式信用取引口座及び米国株オプション取引口座を除きます。以下この条において同じ。）に、当社に米ドル貨を預け入れた時は、その時点で外貨建てMMF（当社取扱商品名:Moneybull）の買付の申し込みがあったものとして取り扱い、当該預り金を全て外貨建てMMFの買付代金に充当します（以下「外貨建てMMF自動買付」といいます。）。ただし、お客様は、お客様ご自身の本サービス上の操作によって、外貨建てMMF自動買付を行わないで当該預け金の全部を米ドル貨のまま残すように、又は外貨建てMMF自動買付に制限を設けて当該預け金の一部を米ドル貨のまま残すように、外貨建てMMF自動買付の設定を変更することができます。 2 お客様が本サービスを利用して外国証券の買付けを行った場合、当社が外国証券取引口座でお預かりしている米ドル貨を当該買付

	代金に充当します。当該買付代金が当該預り金を超える場合は、その差額分について、外貨建てMMFの換金の申し込みがあったものとして取り扱い、当該買付けの約定日に換金の上で当該買付代金に充当します（以下「外貨建てMMF自動解約」といいます。）。ただし、当該約定日が投資信託委託会社の休業日その他のやむを得ない理由により換金できない場合は翌営業日に換金します（当該翌営業日にも換金できない場合、換金はいりません。）。 3 お客様は、外貨建てMMF自動買付及び外貨建てMMF自動解約について、前各項のほか、当社が定めた方法に従うこととします。 4 外貨建てMMFは、主に米国における高格付けの公社債やコマーシャル・ペーパーを投資対象とし、高い流動性を保ちつつ安定した収益を追求する投資信託です。ただし、投資元本は保証されていません。また、外貨で運用されるため、為替の変動によって円貨ベースでの投資元本を割込む可能性があります。
--	---

■改定日：2024年8月2日

書面名：1.証券総合取引約款	
改定前	改定後
（証券総合取引お申込み方法、口座開設等） 第5条（省略） 6 当社は、<u>お客様が国内に居住されていない場合</u>、お客様が米国人（米国に納税義務のある方を含みます。）の場合、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対	（証券総合取引お申込み方法、口座開設等） 第5条（省略） 6 当社は、お客様が米国人（米国に納税義務のある方を含みます。）の場合、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等に対

して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、もしくは、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。 7 当社は、原則として、お客様の年齢が満18歳未満又は<u>満70歳超</u>である場合、お客様のお申込みに応じないものとします。 (省略) (新設)	するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、もしくは、役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められたとき、その他当社が定める場合に該当する場合は、お客様のお申込みに応じないものとします。 7 当社は、原則として、お客様の年齢が満18歳未満又は<u>満75歳以上</u>である場合、お客様のお申込みに応じないものとします。<u>ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。</u> (省略) 10 当社は、お客様が国内に居住されていない場合、お客様のお申込みに応じないものとします。ただし、当社の独自の判断により応じる場合があります。
---	---

書面名：11. インターネット取引規程

改定前	改定後
(本サービスの利用条件) 第5条 お客様が<u>国内に居住する成人（ただし、口座開設申込み時の年齢で満18歳以上満70歳以下）</u>で、次の各号の全てに該当する場合、この規程に基づき本サービスがご利用いただけます。 ①当社所定の方法により本サービスをお申し込みいただき、当社所定の手続きに従って審査し、当社が承認した場合 ②「証券総合口座」をお申し込みいただいている場合 ③「振込先指定方式」をお申し込みいただいている場合 ④報告書等の電子交付サービスを承諾されている場合	(本サービスの利用条件) 第5条 お客様が、次の各号の全てに該当する場合、この規程に基づき本サービスがご利用いただけます。 <u>①口座開設申込み時の年齢で満18歳以上かつ満75歳未満の場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合</u> <u>②国内に居住する者である場合、又は当社がこの条件を除外することを了承した場合</u> ③当社所定の方法により本サービスをお申し込みいただき、当社所定の手続きに従って審査し、当社が承認した場合 ④「証券総合口座」をお申し込みいただいている場合 ⑤「振込先指定方式」をお申し込みいただいている場合 ⑥報告書等の電子交付サービスを承諾されている場合

⑤インターネット取引を利用するにあたり必要な通信機器及びその他のシステムをお客様が保有し、かつ利用可能な場合	⑦インターネット取引を利用するにあたり必要な通信機器及びその他のシステムをお客様が保有し、かつ利用可能な場合
⑥インターネット取引を利用するにあたり必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段が利用可能な場合	⑧インターネット取引を利用するにあたり必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段が利用可能な場合
⑦その他当社が定める契約等を行っている場合	⑨その他当社が定める契約等を行っている場合

■改定日：2024年7月4日

書面名：1.証券総合取引約款	
改定前	改定後
(新設)	(即日徴収) 第54条の2 当社では、国内の金融商品取引所における新規上場銘柄については、上場初日から初値が成立した日までの間、買付代金に充当する資金を注文時点の口座残高に限定し、受渡日が到来していない売却代金を充当する事はできません（以下「即日徴収」といいます。）。即日徴収の適用は初値成立日の翌営業日に解除されます。
書面名：11. インターネット取引規程	
改定前	改定後
(金銭の受渡清算方法) 第20条 お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱いは、証券総合取引約款第14条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求にかかる当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。	(金銭の受渡精算方法) 第20条 お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱いは、証券総合取引約款第14条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求にかかる当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。 <u>なお、本引出請求における金額の変更及び取消しのご請求は、当社が別途定める時間内に、お客様が当社取引店に申し出るものとします。</u>
書面名：22. お客様本位の業務運営に関する基本方針	
削除(当社ホームページには引き続き掲載しています。)	

■改定日：2024年6月19日

書面名：10. 法人口座取扱規程

新 設

■改定日：2024 年 5 月 22 日

書面名：12. 上場有価証券等書面（契約締結前交付書面） 【別紙】手数料一覧	
改定前	改定後
2. 外国株式委託手数料 委託手数料：売買約定代金に対して0.20% （上限20米ドル） (1) （省略） ➤ SEC Fee：売却時に、約定代金1米ドルにつき0.0000080米ドル（最小通貨単位に切上げ、1取引当たり最低0.01米ドル） （以下省略）	2. 外国株式委託手数料 委託手数料：売買約定代金に対して0.20% （上限20米ドル） (1) （省略） ➤ SEC Fee：売却時に、約定代金1米ドルにつき0.0000278米ドル（最小通貨単位に切上げ、1取引当たり最低0.01米ドル） （以下省略）

■改定日：2024 年 5 月 10 日

書面名：10. インターネット取引規程	
改定前	改定後
（サービス利用の禁止事項及び利用停止） 第23条 <u>お客様は本サービスのご利用に関し、次の事項を禁止します。</u> ①本サービスにより受ける情報を営業等に供すること ②第三者へ提供する目的で情報を加工及び再利用すること ③お客様のパスワード等を第三者の利用に供すること ④本サービスの情報を第三者に開示もしくは漏洩し、また他と共同して利用すること ⑤その他、本サービスの情報をお客様自身の証券投資以外の目的に利用すること ⑥本サービスを口座名義人以外の第三者の利用に供すること	（禁止事項及び利用停止） 第23条 <u>お客様は、お客様が本取引において次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意し遵守することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</u> ①新たな建玉又は決済を伴わない状態で、本サービスを提供するために使用する当社のコンピューターシステム（以下「本システム」といいます。）又は本システムの運用に対して不当に負荷を強いる行為 ②本システムを改造して、又は本システムに対する補助的手段を利用して取引を行う行為 ③本システム又はインターネットの欠陥、脆弱性その他の不備を利用して不当に利益を得ようとする行為 ④本システムをソフトウェアによる自動的な注文発注に利用する等、お客様自身が本システムを直接に操作する方法以外の方法で使用する行為

2 前項に反すると当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は本サービスを中止します。また、当社は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスのご利用を停止することがあります。なお、本サービスの中止又は利用停止によりお客様の費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害はすべてお客様の負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客様に対し損害その他の責を負わないものとします。	⑤同じ銘柄でかつ売り買いの区分が同じである注文を短時間のうちに連続して発注する行為 ⑥本サービスを利用するうえで合理的とは言えない額の入金を短期間に繰り返す行為、及び少額の出金を短期間に繰り返す行為 ⑦お客様と当社の間で交わされた電子メール、チャット、電話その他の通信の内容を当社の同意を得ずに公開する行為 ⑧本サービスで得た情報をお客様自身の証券投資以外の目的に利用する行為 ⑨本サービスで得た情報を第三者へ提供する目的で加工及び再利用する行為 ⑩お客様のユーザーID又はパスワードを第三者に開示する行為 ⑪本サービスを第三者の利用に供する行為 ⑫前各号のほか、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をもたらす行為 2 お客様の行為が前項に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの提供を中止又は停止することができます。なお、本サービスの中止又は停止によりお客様の費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害はすべてお客様の負担とし、当社及び金融商品取引所等はお客様に対し損害その他の責を負わないものとします。
---	---

■改定日：2024年4月20日

書面名：2. 外国証券取引口座約款	
改定前	改定後
(約款の趣旨) 第1条 (省略) なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。	(約款の趣旨) 第1条 (省略) なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引(外国株式信用取引(金商法156条の24第1項に規定する信用取引のうち、当社が申込者に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者(金商

	<u>法第58条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいう。）から当社又は申込者が信用の供与を受けないものをいう。）を除く。）に係る売買及び信用取引（外国株式信用取引を除く。）により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</u>
（新設） ※本章の新設に伴い改定前の「第4章 雑則」は「第5章 雑則」になり、その中の条文の番号が順次変更されております。	第4章 外国株式信用取引の特例 （外国株式信用取引の処理） 第23条 第2条の規定にかかわらず、申込者が当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、当社から貸付けを受けた金銭及び有価証券、委託保証金、外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国株式信用取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国株式信用取引口座」により処理します。また、前条までの規定のうち、「本口座」とあるのは、外国株式信用取引に関する事項については、「外国株式信用取引口座」と読み替えて適用します。 （外国株式信用取引の遵守すべき事項） 第24条 「外国株式信用取引口座」を開設しようとするお客様は、インターネットあるいは当社所定の様式による「外国株式信用取引口座設定約定書」に所定の事項を記載し、当社に差し入れるものとします。なお、申込者は、当該差し入れを当社の指定する電磁的方法により行う場合があることに同意いただくものとします。 2 第3条の規定にかかわらず、申込者は、当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場及び日本証券業協会の定める諸規則、決定事項並びに慣行中、外国株式信用取引の条件に関連する条項及び外国株式信用取引口座約定書に従うとともに、外国証券の発行者が所在する国等の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導があったときは、その指導に従うものとします。

	(外国株式信用取引に係る配当等の処理) 第25条 第17条第1号の規定にかかわらず、外国株式信用取引に係る配当金当の処理については、外国株式信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、投資信託及び外国投資信託の受益証券の収益分配並びに投資証券及び外国投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、以下の取扱いを行います。 ①当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る金銭の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主（優先出資者、受益者、投資主、投資法人債権者及び預託証券の所有者を含む。以下同じ。）に交付される配当金の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額の高金銭を支払うものとします。 ②当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る有価証券の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主に交付される配当等の金額を徴収するものとします。 ③外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた外国株券等（以下「委託保証金代用有価証券」という。）のうち、寄託証券等に係る配当等については、第7条の規定を準用するものとします。 ④委託保証金代用有価証券のうち前号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、第17条第1号、第3号及び第4号の規定を準用するものとします。 ⑤外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、当社の定める方法により処理することとします。 (代用有価証券に係る議決権の行使)
--	---

	第26条 委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等に係る株主総会における議決権については、第10条または第10条の2の規定を準用するものとします。なお、申込者は、当社が外国株式信用取引として貸し付けた金銭で申込者が買い付けた有価証券の議決権を有しないものとします。 2 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の外国株券等にかかる株主総会における議決権については、第17条第6号の規定を準用するものとします。 3 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2項に定める有価証券以外の有価証券に係る株主総会における議決権については、当社の定める方法により処理することとします。 (代用有価証券に係る株主総会の書類等の送付等) 第27条 委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知については、第11条の規定を準用するものとします。 2 委託保証金代用有価証券のうち、前項に定める有価証券以外の外国株券等の発行者から交付される当該外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者）の権利又は利益に関する諸通知については、第19条の規定を準用するものとします。 3 外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前2
--	--

	項に定める有価証券以外の有価証券に係る第18条第1項各号又は第2項に規定する諸通知については、当社の定める方法により通知することとします。 (外国株式信用取引の売買の執行地及び執行方法の指示) 第28条 第12条の規定にかかわらず、申込者の当社に対する外国株式信用取引に係る売買注文の執行地及び執行方法については、当社が指定する方法により行うものとします。 (外国株式信用取引の注文の執行及び処理) 第29条 第13条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。 ①当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。 ②外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。 ③当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく、契約締結時交付書面等を、金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとし、申込者はこれを予め承諾します。 (外国株式信用取引に係る受渡日等) 第30条 外国株式信用取引に係る取引成立後の受渡し等の処理については、第14条の規定を準用するものとします。 2 外国株式信用取引に係る委託保証金及び外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れる有価証券の受渡しは、当社が定めた期間内に行うものとします。 (外国株式信用取引に係る権利の処理) 第31条 委託保証金代用有価証券のうち寄託証券等の権利の処理については、第7条及び第8条の規定を準用するものとします。 2 委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の有価証券の権利の処理に
--	---

	については、第 17 条の規定を準用するものとします。 3 外国株式信用取引における買付有価証券及び当社から貸付けを受けた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当社の定める方法により処理することとします。 (諸通知) 第 32 条 当社は、外国株式信用取引の残高のある有価証券につき、申込者に次の通知を行います。 ①募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知 ②配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知 ③合併その他重要な株主総会議案に関する通知 (発行者からの諸通知等) 第 33 条 外国株式信用取引の残高のある有価証券の発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。 2 前項但書きにより、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は、その都度申込者が当社に支払うものとします。 (外国株式信用取引に係る諸料金等) 第 34 条 外国株式信用取引に関する借入金に対する利子及び借入有価証券に対する賃借料その他の料金を第 14 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとし、その場合の外貨の受払い及び金銭の授受等については、第 21 条及び第 22 条の規定に従うものとします。 (外国株式信用取引に係る取引残高報告書の交付)
--	---

	第35条 申込者は、外国株式信用取引の残高のある有価証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を第36条の規定に準じて定期的に受けるものとします。
--	--

■改定日：2024年4月13日

書面名：クイック入金サービス利用規程
新 設

■改定日：2024年4月8日

書面名：投資勧誘方針	
改定前	改定後
3. 勧誘の方法及び時間帯 当社においては、<u>電話や訪問</u>による勧誘は、原則として、行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を当社のコールセンターまでお申し付けください。	3. 勧誘の方法及び時間帯 当社においては、<u>訪問</u>による勧誘は原則として行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を当社のコールセンターまでお申し付けください。

■改定日：2024年3月31日

書面名：米国株24時間取引約款
新 設
書面名：米国株24時間取引説明書
新 設

■改定日：2024年2月21日

書面名：インターネット取引規程	
改定前	改定後
(金銭の受渡清算方法の指示) 第20条 お客さまが本サービスを利用して<u>売買を行った場合、その受渡清算方法を本サービス上で指示した場合は、その指示に従って処理します。</u> <u>2 お客さまが本サービスを利用して売却代金等の受渡清算方法を「振込」と指示した場合については、証券総合取引約款に定める振込先指定方式</u>による取り扱いとします。	(金銭の受渡清算方法) 第20条 お客様が本サービスを利用して<u>金銭の引出請求を行った場合の取扱いは、証券総合取引約款第14条に定める「振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求にかかる当社が受付ける金額は当社が別途定める金額の範囲とします。</u>

書面名：外国為替取引約款	
改定前	改定後
(取引通貨等) 第4条 外国為替取引の売買の対象となる取引通貨、取扱時間、取扱日は、当社が定めるものとします。	(取引通貨等) 第4条 外国為替取引の売買の対象となる取引通貨、取扱時間、取扱日、<u>取引可能な金額の上限及び下限その他の重要な取引条件</u>は、当社が定めるものとします。

■改定日：2024年2月6日

書面名：インターネット取引規程	
改定前	改定後
(新 設)	(金融商品取引所のシステム障害等) 第16条の2 金融商品取引所が、そのシステム障害等により、委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合（以下「呼値の効力失効」といいます。）、当社がお客様より受け付けた呼値の効力失効の対象となる全ての委託注文（条件付注文で同時に発注された注文および期間指定注文を含みます。）については、当該注文の執行の効力は失われます。この場合、当社は、当該金融商品取引所の取引が再開された場合であっても、当社が定める注文を除き、呼値の効力失効の対象となる注文の再発注を行わないものとします。 2 前項の場合、当社は、当社が再発注を行わないすべての注文（期間指定注文を含みます。）を取消します。

■改定日：2024年1月29日

書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
手数料一覧 - 円出金時（通常振込）の手数料…お客様負担となります。 - 三菱UFJ銀行へ3万円未満の振込み：110円 - 三菱UFJ銀行へ3万円以上の振込み：275円 - それ以外の銀行へ3万円未満の振込み：<u>440円</u> - それ以外の銀行へ3万円以上の振込み：550円	手数料一覧 - 円出金時（通常振込）の手数料…お客様負担となります。 - 三菱UFJ銀行へ3万円未満の振込み：110円 - 三菱UFJ銀行へ3万円以上の振込み：275円 - それ以外の銀行へ3万円未満の振込み：<u>330円</u> - それ以外の銀行へ3万円以上の振込み：550円

■改定日：2024 年 1 月 2 日

書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
手数料一覧 （省略） 2. 外国株式委託手数料 （省略） ➤ SEC Fee：売却時に、約定代金1米ドルにつき0.000008米ドル（<u>小数点以下第3位切上げ</u>、1取引当たり最低0.01米ドル） ※SEC Feeとは、Securities and Exchange Commission（米国証券取引委員会）に支払われる現地取引費用です。 ➤ FINRA Fee：売却時に、1株につき0.000145米ドル（<u>小数点以下第3位切上げ</u>、1取引当たり最低0.01米ドル、最大<u>7.27米ドル</u>） ※FINRA Feeとは、Financial Industry Regulatory Authority（米国金融業規制機構）に支払われる現地取引費用です。	手数料一覧 （省略） 2. 外国株式委託手数料 （省略） ➤ SEC Fee：売却時に、約定代金1米ドルにつき0.000008米ドル（<u>最小通貨単位に切上げ</u>、1取引当たり最低0.01米ドル） ※SEC Feeとは、Securities and Exchange Commission（米国証券取引委員会）に支払われる現地取引費用です。 ➤ FINRA Fee：売却時に、1株につき0.000166米ドル（<u>最小通貨単位に切上げ</u>、1取引当たり最低0.01米ドル、最大<u>8.30米ドル</u>） ※FINRA Feeとは、Financial Industry Regulatory Authority（米国金融業規制機構）に支払われる現地取引費用です。 <u>Trading Activity Feeともいいます。</u>

■改定日：2023 年 12 月 21 日

書面名：内部者登録制度について	
改定前	改定後
記 1. 上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役（以下「役員」という。） [役員（取締役等）] 2. 上場会社等の親会社又は子会社の役員 [親会社、子会社の役員] 3. 1及び2の役員でなくなった後1年以内の者 [元役員（1年以内）] 4. 上場会社等の役員の配偶者及び同居者 [役員の配偶者及び同居者] 5. 上場会社等の使用人その他の従業員のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 [準役員] 6. 上場会社等の使用人その他の従業員のうち金融商品取引法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実（以下「重要事実」という。）を知りえる可能性の	記 1. 次に掲げる者 イ 上場会社等（金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第163条第1項に規定する上場会社等をいいます。）の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」という。） [役員（取締役等）] ロ 場投資法人等（上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいいます。）の執行役員又は監督役員 ハ 上場投資法人等の資産運用会社（投信法第2条第19項に規定する資産運用会社をいいます。）の取締役、会計参与、監査役又は執行役 2. 次に掲げる者 イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の役

高い部署に所属する者（５を除く。）〔重要事実取得者〕 ７．上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者〔親会社、子会社の準役員〕 ８．上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業員のうち重要事実を知りえる可能性の高い部署に所属する者（１から７を除く。）〔親会社、子会社の重要事実取得者〕 ９．上場会社等の親会社又は主な子会社〔親会社、子会社〕 10．上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他従業員〔親会社、子会社の使用人等〕 11．上場会社等の使用人その他の従業員〔使用人等〕 12．上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主という。）〔大株主〕 13．上場会社等の帳簿閲覧権等を有する株主等（総株主の議決権の３％以上を保有する株主等）で、当該権限の行使に関して重要事実を知ることとなった者 14．上場会社等と契約を締結している者（顧問契約を締結している弁護士や会計士、融資契約書を締結している銀行等）で、当該契約の締結等に関して重要事実を知ることになった者 15．上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者（許認可権を有する公務員等）で、当該権限の行使に関して重要事項を知ることとなった者 以上	員〔親会社、子会社の役員〕 ロ 主な特定関係法人の取締役、会計参与、監査役又は執行役 ３．第１号及び第２号に掲げる者でなくなった後１年以内の者〔元役員（１年以内）〕 ４．第１号に掲げる者の配偶者及び同居者〔役員の配偶者及び同居者〕 ５．上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業員のうち執行役員（上場投資法人等の執行役を除きます。）その他役員に準ずる役職にある者〔準役員〕 ６．上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業員のうち重要事実（金融商品取引法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実をいいます。）を知り得る可能性の高い部署に所属する者（第５号を除きます。）〔重要事実取得者〕 ７．上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金商法第166条第５項に規定する特定関係法人をいいます。）のうち主なものとして、日本証券業協会のホームページに掲載されたものをいいます。）の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者〔親会社、子会社の準役員〕 ８．上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（第７号を除きます。）〔親会社、子会社の重要事実取得者〕 ９．上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人〔親会社、子会社〕 10．上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主という。）〔大株主〕 11．米国有価証券取引所の上場会社等又は上場投資法人等（以下「米国株式等発行者」といいます。）における前各号と同等の地位を有する者 以上
--	---

■改定日：2023 年 10 月 16 日

書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）【別紙】手数料一覧	
改定前	改定後
2. 外国株式委託手数料 委託手数料：売買約定代金に対して <u>0.275%</u>	2. 外国株式委託手数料 委託手数料：売買約定代金に対して <u>0.20%</u> <u>（上限20米ドル）</u>

■改定日：2023 年 9 月 23 日

書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）【別紙】手数料一覧	
改定前	改定後
3. お振込み手数料 （省略） ➢ 三菱UFJ銀行へ3万円未満の振込み：110円 ➢ 三菱UFJ銀行へ3万円以上の振込み： <u>330円</u> ➢ それ以外の銀行へ3万円未満の振込み： <u>484円</u> ➢ それ以外の銀行へ3万円以上の振込み： <u>660円</u>	3. お振込み手数料 （省略） ➢ 三菱UFJ銀行へ3万円未満の振込み：110円 ➢ 三菱UFJ銀行へ3万円以上の振込み： <u>275円</u> ➢ それ以外の銀行へ3万円未満の振込み： <u>440円</u> ➢ それ以外の銀行へ3万円以上の振込み： <u>550円</u>

■改定日：2023 年 7 月 27 日

書面名：最良執行方針	
改定前	改定後
1. 対象となる有価証券 (1) 国内の金融商品取引所市場（ただし、当社が取扱いを行っていない金融商品取引所を除きます。）に上場されている株券、<u>新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）、投資信託受益権等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</u> (2) フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等及び金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」は、<u>当社では取り扱っておりません。</u> 2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社では、お客様からいただいた上場株券等に係る売買注文は、<u>次の（3）を除き、当社が自己で直接の相手方となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。</u> (1) <u>お客様が執行すべき金融商品取引所市場、又は PTS（※1、取扱いのある場合）に限り</u>	1. 対象となる有価証券 (1) 国内の金融商品取引所市場（ただし、当社が取扱いを行っていない金融商品取引所を除きます。）に上場されている株券、ETF（投資信託受益証券）、<u>ETN（上場投資証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」のうち、当社が取扱銘柄として指定したものが対象です。</u> (2) <u>当社では、</u>フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等及び金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」は、取り扱っておりません。 2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (1) <u>当社では、お客様からいただいた上場株券等に係る売買注文は、当社が自己で直接の</u>

ます。)(以下これらを「金融商品取引所市場等」といいます。))を指定された場合は、ご指定の金融商品取引所市場等に取り次ぎます(ただし、当社が取扱を行っていない金融商品取引所市場等のご指定いただけません。また、<u>名古屋証券取引所と東京証券取引所に重複上場している銘柄は、名古屋証券取引所をご指定いただけません。その他 PTS は銘柄によってご指定いただけない場合があります。)</u>。また、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託した委託注文については、<u>PTSへの取次ぎのご指示がない限り、それぞれの金融商品取引所市場等において売買が再開された時に当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。</u> (2) <u>当社が SOR (※2) 取引を提供する場合において、お客様が、東京証券取引所の立会時間内において、東京証券取引所上場銘柄のうち当社が SOR 取引を提供する銘柄の注文時に SOR をご指定された場合(なお、東京証券取引所の立会時間外に SOR をご指定された場合は、東京証券取引所が指定されたものとして取り扱います。)</u>は、SOR システムによる自動判定に基づき、<u>金融商品取引所市場等又はマッチングシステム(※3)に取り次ぎます。</u>なお、SOR においてシステム障害が検知された場合、システム障害が発生しているおそれがあると当社が判断した場合は、<u>全て東京証券取引所へ取り次ぎます。</u> (3) <u>東京証券取引所における立会時間外の立会外市場(ToSTNeT)での売買(当社が自己で直接の売買の相手方となる「クロス取引サービス」)の執行は、お客様と当社との間で当該取引を行う旨を確認した場合に限って行いま</u>	相手方となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。 (2) <u>お客様が、執行すべき金融商品取引所市場を指定された場合は、ご指定の市場に取り次ぎます。ただし、当社が取扱を行っていない金融商品取引所市場及び PTS はご指定いただけません。また、SOR はご利用いただけません。なお、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託した委託注文については、それぞれの金融商品取引所市場等において売買が再開された時に当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。</u> ・PTS (Proprietary Trading System) …金融庁長官による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムをいいます。 ・SOR(Smart Order Routing)…金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステム(証券会社が投資家同士の売買注文を付け合わせ、対当する注文があれば発注を行い約定させるシステム)など複数の市場又はシステムのうちお客様の売買注文を最良の価格で約定できると思われる市場又はシステムに取り次ぎ、自動的に注文を執行するシステムをいいます。 (削除)
---	---

す。 <u>(4) 海外の金融商品取引所（国内の金融商品取引所に重複上場しているものを含みます。）に上場している外国株券等で、海外の保管機関等に保管されているものの売買注文は、海外の金融商品取引所、PTS 又はマッチングシステムに取り次ぐ取り扱いとなります。</u> <u>(※1) PTS (Proprietary Trading System) とは、金融庁長官による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムをいいます。</u> <u>(※2) SOR (Smart Order Routing) とは、金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムのうちお客様の売買注文を最良の価格で約定できると思われる市場又はシステムに取り次ぎ、自動的に注文を執行するシステムをいいます。</u> <u>(※3) マッチングシステムとは、証券会社が投資家同士の売買注文を付け合わせ、対当する注文があれば発注を行い約定させるシステムをいいます。</u> (追加) その他： <u>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場している単元未満株の取引については、当社が自己で相手方となる売買は行っておりません。単元未満株式の取扱いについては、当社ウェブページをご確認ください。</u> <u>(2) システム障害等により、やむを得ず、上記2に記載の方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</u>	(削除) <u>3. 当該方法を選択する理由</u> 我が国では、依然として金融商品取引所市場に多くの投資家の需要が集中しており、また、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断するためです。 <u>4. その他</u> (削除) <u>(1) システム障害等により、やむを得ず、この最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により注文を執行する場合があります。その場合でも、その時点で最良の条件</u>
---	---

<u>ご注意：</u> <u>システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</u> 最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。 したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。	で執行するよう努めます。 <u>(2) 最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</u>
--	--

以上